資料６

第７回湧別川ほか減災対策協議会
第７回渚滑川ほか減災対策協議会

令和３年　７月　２６日

これまでの経緯

減災対策協議会のはじまり

平成27年9月の関東・東北豪雨では、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失により大きな被害が発生。



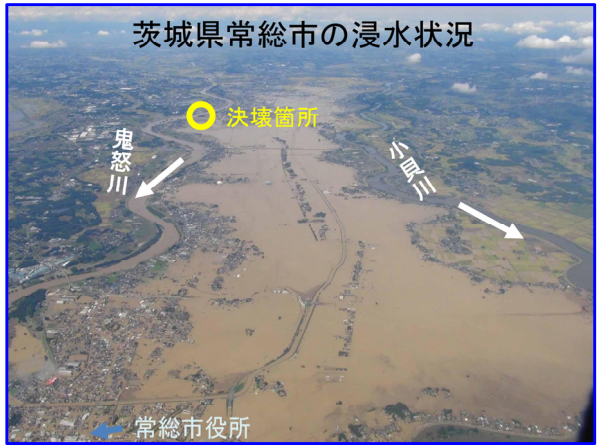

社会全体で大規模な氾濫の発生に備える
「水防災意識社会　再構築ビジョン」に取り組む

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに**「水防災意識社会 再構築ビジョン」**として、**全ての直轄河川とその沿川市町村**（109水系、730市町村）**において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。**

＜ソフト対策＞・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

＜ハード対策＞・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

国、北海道、市町等からなる
「減災対策協議会」を設置

オホーツク圏では国直轄の
網走川・常呂川・湧別川・渚滑川
流域で設置

第１回減災対策協議会開催
（平成２８年４月）
おおむね５年で実施する取組を検討

水防法の一部改正について

国土交通省

平成28年8月には東北・北海道を襲った連続台風においても甚大な被害が発生したことから、協議会の取組をさらに加速させるため「大規模氾濫減災対策協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部が改正され、おおむね５年で実施する取組の検討が将来にわたって検討し続けることになった。また、国だけではなく都道府県管理の全ての対象河川において、取組をとりまとめることになった。

- 大規模氾濫減災協議会の創設
- 市町村による水害リスク情報の周知制度の創設
- 要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化
- 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上
- 民間を活用した水防活動の円滑化
- 浸水拡大を抑制する施設等の保全

「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」の実現

減災のための目標（湧別川ほか）

湧別川を中心とした中小河川を含む水害リスクに対して以下の「目標」及び「目標達成に向けた３本柱」とした。

■５年間で達成すべき目標

湧別川のほか中小河川も含む地域で発生しうる大規模水害に対し、「高速な洪水流から地域を守る」「迅速・確実な避難」を目指す。

■目標達成に向けた３本柱の取組

洪水氾濫を未然に防ぐ対策や、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすための堤防天端保護などの危機管理型ハード対策等に加え、避難行動や水防活動などのソフト対策にも重点を置いている。

流域の関係機関が取組方針

避難行動のための取組

高速流や広範囲の浸水から人的被害を防ぐための**迅速かつ確実な避難行動**

水防活動のための取組

河岸侵食や氾濫水の流下・拡散を最小限にするための**迅速かつ確実な水防活動**

排水活動のための取組

救助活動、道路途絶や社会経済活動の早期復旧のための**迅速かつ確実な水防活動**

減災のための目標（渚滑川ほか）

渚滑川を中心とした中小河川を含む水害リスクに対して以下の「目標」及び「目標達成に向けた３本柱」とした。

■５年間で達成すべき目標

渚滑川のほか中小河川も含む地域で発生しうる大規模水害に対し、「高速な洪水流から地域を守る」「迅速・確実な避難」を目指す。

■目標達成に向けた３本柱の取組

洪水氾濫を未然に防ぐ対策や、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすための堤防天端保護などの危機管理型ハード対策等に加え、避難行動や水防活動などのソフト対策にも重点を置いている。

流域の関係機関が取組方針

避難行動のための取組

高速流や広範囲の浸水から人的被害を防ぐための
迅速かつ確実な避難行動

水防活動のための取組

河岸侵食や氾濫水の流下・拡散を最小限にするための**迅速かつ確実な水防活動**

排水活動のための取組

救助活動や物流活動の早期復旧のための
迅速かつ確実な水防活動

オホーツク圏域における「7つの減災協議会」

国土交通省

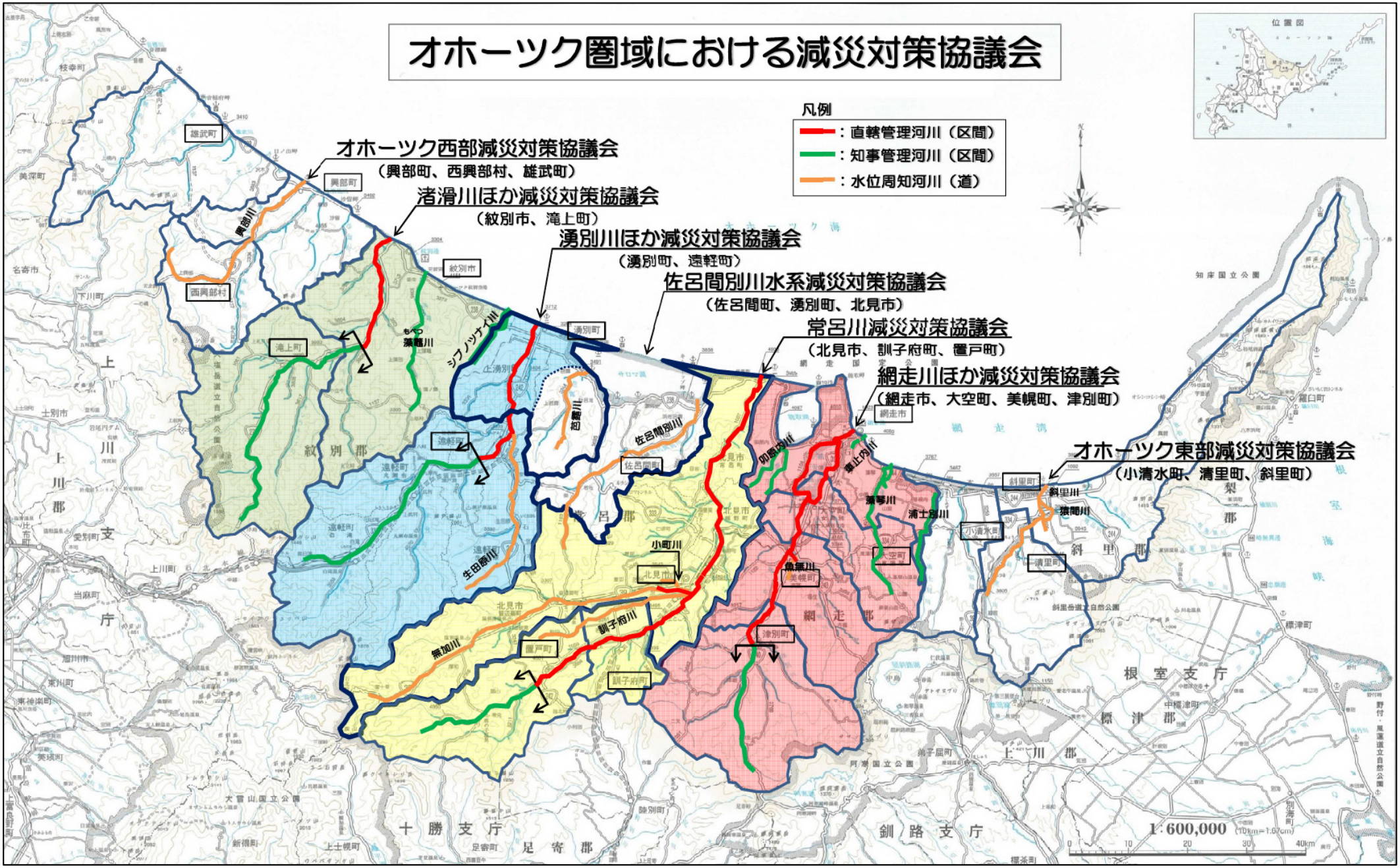

幹事会報告

幹事会の報告

国土交通省

第9回湧別川ほか減災対策協議会幹事会
第10回渚滑川ほか減災対策協議会幹事会
（令和3年3月22日書面開催）

○取組方針の改定について
- 「新たな取組方針の改定内容の確認」

○令和2年度の取組フォローアップ
- 「関係機関からの取組内容報告」

○令和3年度以降に取り組むべき事項
- 「R3年度以降の取組項目の確認」

取組状況のフォローアップ

フォローアップ（R2年度）主な取組状況

国土交通省

■迅速かつ確実な避難行動のための取組・防災ハンドブックの更新(網走開発建設部)

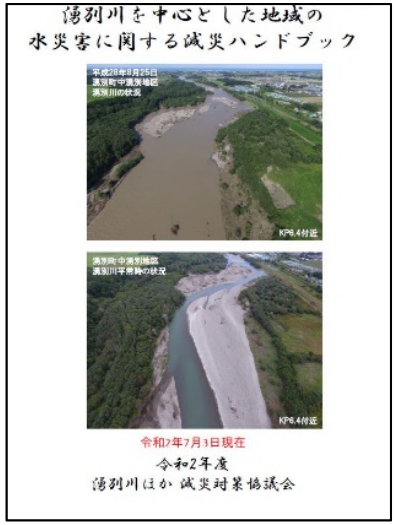

■水害リスク情報の周知や自助防災意識の啓発（オホーツク総合振興局）



防災授業の実施(丸瀬布小学校)

■避難情報、警報等をわかりやすく、適切なタイミングで確実に伝達するための取組（網走地方気象台）

湧別川洪水予報(臨時)
令和〇年〇月〇日〇時〇分
網走開発建設部　網走地方気象台　共同発表

「網走・北見・紋別地方の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

網走・北見・紋別地方の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、{湧別川の洪水はこれからも警戒が必要です／紋別地方などに降った大雨による洪水が、これから湧別川の下流に到達します}。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ 湧別川（ゆうべつがわ）　では、 **氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）を発表中です。**

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
湧別川（ゆうべつがわ）	遠軽（えんがる）（紋別郡遠軽町（もんべつぐんえんがるちょう））	氾濫発生中	浸水範囲の拡大に注意
湧別川（ゆうべつがわ）	中湧別（なかゆうべつ）（紋別郡湧別町（もんべつぐんゆうべつちょう））	氾濫危険水位超過	水位上昇中

■迅速かつ確実な水防活動のための取組　（陸上自衛隊第25普通科連隊）



偵察用ボートを使用した漕舟訓練

■迅速かつ確実な避難行動のための取組（北海道警察北見方面本部、遠軽警察署、紋別警察署）



水難救助訓練の実施

■水防活動に必要な情報の共有（遠軽地区広域組合、紋別地区消防組合、紋別地区消防組合滝上支署）



工事個所を消防職・団員で確認

フォローアップ（R2年度）主な取組状況

国土交通省

■迅速かつ確実な避難行動のための取組



防災意識の啓発（1日防災学校）
（湧別町）



水害リスク情報の周知や自助防災意識の啓発
（1日防災学校）（紋別市）



防災学校の実施
（滝上町）



防災教育の実施（1日防災学校）
（遠軽町）



避難所用の可搬型ガソリン発電機の整備
（湧別町）



水防活動に必要な情報の共有
（紋別市）

情報提供

①災害対策基本法の改正概要

R3.5災害対策基本法の改正～避難勧告の廃止・避難指示へ1本化～

国土交通省

○令和3年5月「災害対策基本法の一部改正」では、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を規定。

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1）避難勧告・避難指示の一本化等 → 従来の勧告の段階から避難指示

2）個別避難計画（仮称）の作成

3）災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置等

②災害対策の実施体制の強化

警戒レベル		新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5		緊急安全確保※1（きんきゅうあんぜんかくほ）	災害発生情報 （発生を確認したときに発令）
	～～～<警戒レベル４までに必ず避難！>～～～		
4		避難指示※2（ひなんしじ）	•避難指示（緊急） •避難勧告
3		高齢者等避難※3（こうれいしゃとうひなん）	避難準備・ 高齢者等避難開始
2		大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1		早期注意情報 （気象庁）	早期注意情報 （気象庁）

出典：内閣府ＨＰ「新たな避難情報に関するポスター・ちらし（令和３年５月）」より抜粋

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。

R3.5災害対策基本法の改正～避難場所への立退き避難以外の行動を規定～

国土交通省

○「災害対策基本法の一部改正」に伴い、第60条第3項では、市町村長は避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ場合、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避その他の緊急に安全を確保するための措置「緊急安全確保措置」を指示できることを規定。

★行政が指定した避難場所への立退き避難以外の行動を規定



自宅に留まる場合の「3つの条件」

❶ 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない

（入っていると…）



流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

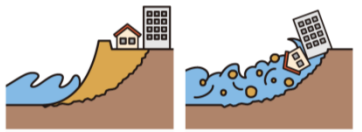

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

❷ 浸水深より居室は高い

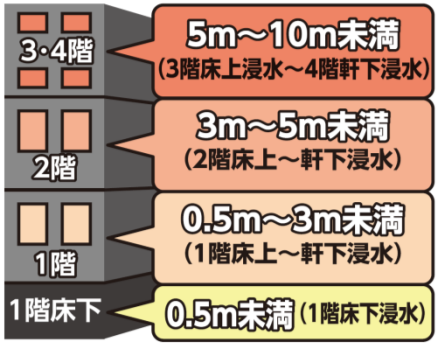

❸ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分

（十分じゃないと…）

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります



出典：内閣府ＨＰ「新たな避難情報に関するポスター・ちらし（令和３年５月）」より抜粋

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災担当)

趣　旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1．災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1）避難勧告・避難指示の一本化等

＜課題＞

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。 避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

（住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%）

＜対応＞

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2）個別避難計画（※）の作成

※　避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

＜課題＞

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

（近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65%　　令和２年７月豪雨：約79%）

＜対応＞

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。（任意の取組として計画の作成が完了している市町村　約10%
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村　約57%）

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付く情報を活用





避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3）災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1）非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2）防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3）内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和２年７月豪雨時の非常災害対策本部

2．内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3．災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合　2020年度：80%　⇒　2025年度：100%

公布日：令和３年５月10日　　施行期日：令和３年５月20日

令和3年5月20日から

警戒レベル4

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生又は切迫	緊急安全確保※1	災害発生情報（発生を確認したときに発令）
	～～～<警戒レベル４までに必ず避難！>～～～		
4	 災害のおそれ高い	避難指示※2	•避難指示（緊急） •避難勧告
3	 災害のおそれあり	高齢者等避難※3	避難準備・高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	 今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報（気象庁）	早期注意情報（気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。

内閣府（防災担当）・消防庁



「避難（ひなん）」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。



行政が指定した避難場所への立退き避難

自ら携行するもの
- マスク
- 消毒液
- 体温計
- スリッパ　等



安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。



普段からどう行動するか決めておきましょう

安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

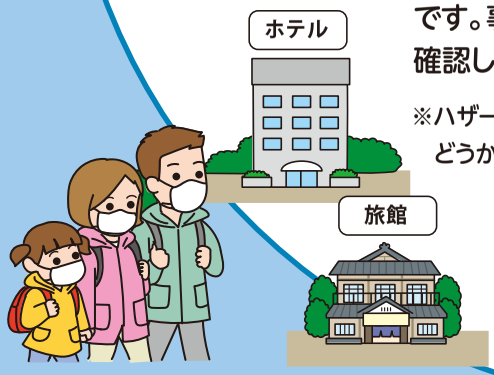

屋内安全確保

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認することが必要です。

▬▬ 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

❶ 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない

（入っていると…）



流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

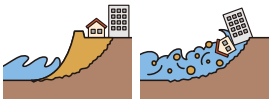

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

❷ 浸水深より居室は高い

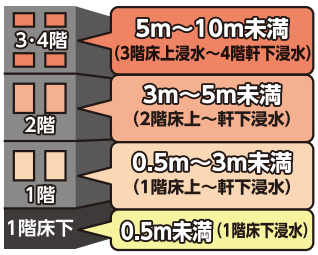

❸ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分

（十分じゃないと…）

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります



※❶家屋倒壊等氾濫想定区域や❸水がひくまでの時間（浸水継続時間）はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

②「避難情報に関するガイドライン」改正の概要

『避難情報に関するガイドライン』の改定～氾濫開始相当水位の導入～

国土交通省

○令和３年５月災害対策基本法の一部改正に伴い、第60条第3項で新たに規定された「緊急安全確保措置」を踏まえ、『避難情報に関するガイドライン』の改定では、「緊急安全確保（警戒レベル5）」の発令判断基準の１つとして氾濫開始相当水位を新たに導入。

○氾濫開始相当水位とは、ある河川の一連の区域で越水・溢水の可能性が高いと考えられる危険箇所における堤防天端高（又は背後地盤高）など氾濫が開始する水位をいう。

○網走開発建設部では、洪水予報河川（網走川・常呂川・湧別川・渚滑川）の危険箇所検討資料で氾濫開始相当水位を検討済み。

★氾濫開始相当水位

一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所Ⓐ堤防天端高（又は背後地盤高）など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算

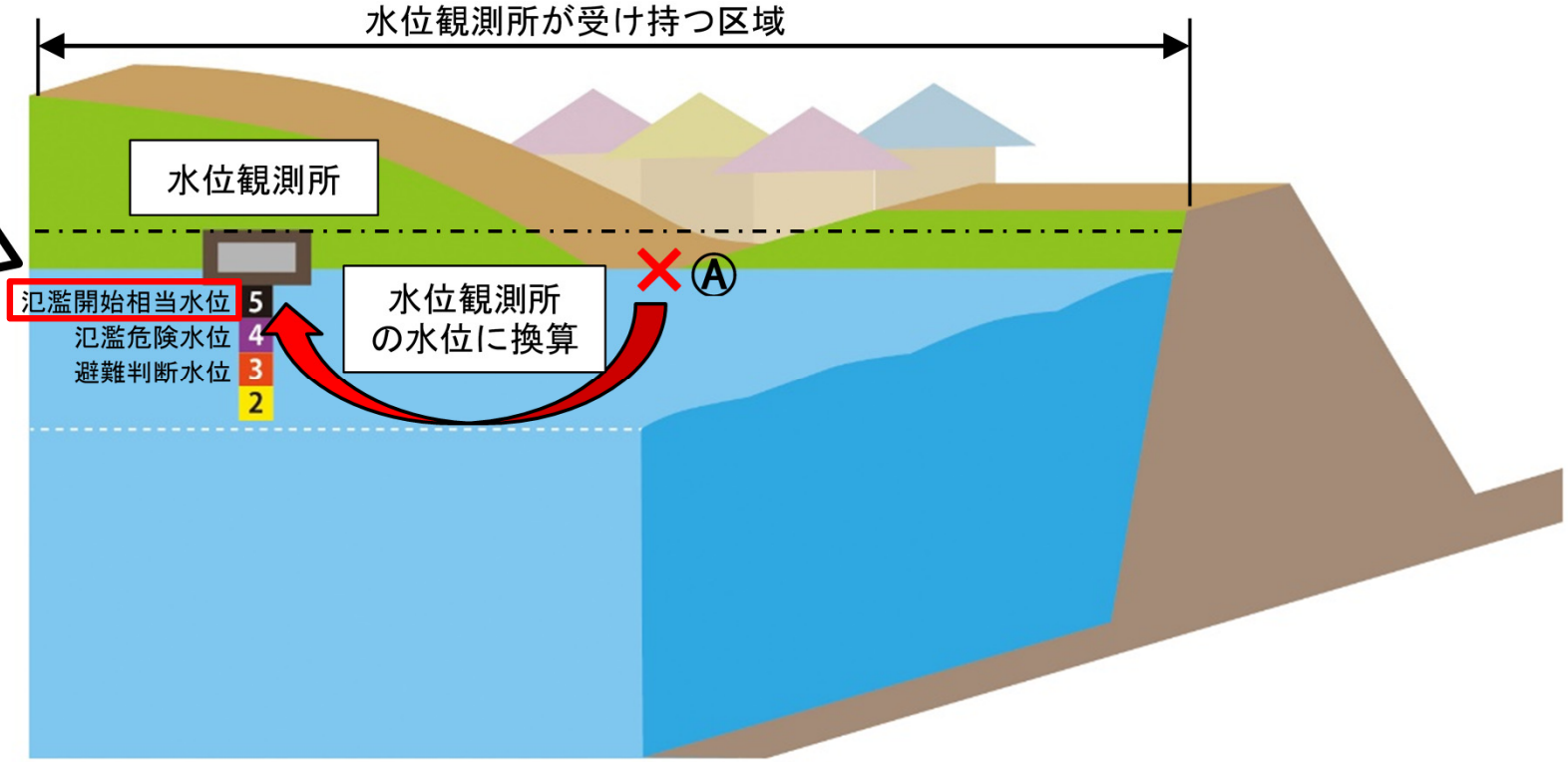

出典：内閣府「避難情報に関するガイドライン（令和３年５月）」P58を参考に作成

警戒レベル毎の発令判断基準の例示～氾濫開始相当水位の導入～

国土交通省

○『避難情報に関するガイドライン』では、洪水予報河川などが氾濫し居住者等に命の危険を及ぼす恐れのある洪水を対象として、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の発令判断基準を例示。

○洪水予報河川の【警戒レベル5】緊急安全確保では、「災害が切迫している場合」と「災害発生を確認した場合」の発令判断基準を例示し、判断基準の１つとして氾濫開始相当水位を導入。

【警戒レベル５】緊急安全確保（洪水予報河川）の発令判断基準例

（災害が切迫）

１：A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である○○m に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）

２：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合

３：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合

４：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）

（災害発生を確認）

５：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）

出典：内閣府「避難情報に関するガイドライン（令和３年５月）」P66より抜粋

災対法改正 ～避難情報ととるべき行動の概要～

国土交通省

・避難指示（Ｌ４）で、危険な場所から全員避難する必要。
・緊急安全確保（Ｌ５）は、災害が発生･切迫した段階の行動であり、身の安全を確保できるとは限らず、発令されるとは限らないため、Ｌ４までに必ず避難！が極めて重要。



Ｌ５【緊急安全確保】※1　命の危険　直ちに安全確保！

・避難し遅れ、災害が発生･切迫し、指定緊急避難場所等への立ち退き避難がかえって危険な場合に【相対的に安全な場所への移動】等。
（「高所への移動」「近傍の堅固な建物への退避」「屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避」等）（市町村長が必要と認める地域の必要と認める居住者等に指示）
・安全にとれる行動が極めて限られ、身の安全を確保できない可能性があり、必ず発令される情報ではないため、Ｌ５を待たずＬ４までに必ず避難！
・避難に要する時間（リードタイム）を確保できない時にとらざるを得ない行動。

Ｌ４【避難指示】※2　危険な場所から全員避難

・災害発生のおそれが高い場合、危険な場所（災害リスクのある区域等）にいる全員が【危険な場所から立退き避難】
（指定緊急避難場所、安全な自主避難先（親戚･知人宅、ホテル･旅館等）に避難等）又は、【自宅等が安全なら屋内安全確保】（安全な上階へ避難、安全な上層階に留まる等）。
・避難に要する時間（リードタイム）を確保できる場合にとるべき避難行動。

Ｌ３【高齢者等避難】※3　危険な場所から高齢者等は避難

・災害発生のおそれがある場合、危険な場所にいる高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する（在宅･施設利用者の）高齢者・障害のある人・避難支援する人）が、危険な場所から立退き避難、又は、自宅等が安全なら屋内安全確保。
・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動の見直し（外出を控える等）、避難準備、自主的な避難のタイミング。
・避難に要する時間（リードタイム）を確保できる場合にとるべき避難行動。

※１　市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令される情報ではない。
※２　避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令される。
※３　警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミング。
参考）内閣府（防災担当）：避難情報に関するガイドライン

災対法改正 ～発令判断に資する情報（概要）～

国土交通省

・避難指示等の発令のタイミングは、総合的に判断。様々な状況を想定した発令基準を設定しておく。
（警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報等も参考に判断。避難行動が困難になるおそれの予見や社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要。地域によっては、複数の災害リスク（複数河川の氾濫、洪水・高潮）を警戒する必要）
・発令対象区域は、可能な限り絞り込むことが重要。（浸水想定区域（洪水規模別・決壊地点別等）等を参考に設定）

	洪水			土砂災害		高潮
	・指定河川洪水予報等（洪水予報河川・水位周知河川のみ） ・ダム	洪水の危険度分布（国管理の洪水予報河川等：水害リスクライン※1）（中小河川：洪水警報の危険度分布）	雨水出水 ・気象警報等	気象警報等	大雨警報（土砂災害）の危険度分布	・気象警報等 ・水位到達情報（海岸）
L5相当情報	・氾濫発生情報	・『黒』 （水害リスクライン：当該箇所の現況水位で氾濫の可能性） （洪水警報の危険度分布：新設予定）	・大雨特別警報（浸水害）※2	・大雨特別警報（土砂災害）	・『黒』（新設予定）	・高潮氾濫発生情報※3（水位周知海岸のみ）
L4相当情報	・氾濫危険情報（氾濫危険水位） ・異常洪水時防災操作開始(予定)の通知	・『紫』 （水害リスクライン：当該箇所の現況水位が氾濫危険水位超過に相当） （洪水警報の危険度分布：非常に危険※4 『うす紫』を紫に変更予定）	―	・土砂災害警戒情報	・『うす紫』非常に危険※4（紫に変更予定）	・高潮特別警報※5 ・高潮警報※5
L3相当情報	・氾濫警戒情報（避難判断水位）	・『赤』 （水害リスクライン：当該箇所の現況水位が避難判断水位超過に相当） （洪水警報の危険度分布：警戒）	・洪水警報	・大雨警報（土砂災害）	・『赤』警戒	・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
L2相当情報	・氾濫注意情報（氾濫注意水位）	・『黄』 （水害リスクライン：基準地点の現況水位が氾濫注意水位超過） （洪水警報の危険度分布：注意）	・洪水注意報	・大雨注意報（土砂災害）	・『黄』注意	・高潮注意報

※1）HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。※2）水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。※3）水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動していては安全に立退き避難ができないおそれがある。※4）大雨警報（土砂災害）・洪水警報の危険度分布については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。※5）高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。注）本資料では、気象庁が提供する大雨警報（土砂災害）の危険度分布と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。
参考）内閣府（防災担当）：避難情報に関するガイドライン

避難情報の発令判断に【水害リスクライン】を活用

国土交通省

・国管理の洪水予報河川等の洪水の危険度分布（水害リスクライン）は、
箇所毎の危険度をきめ細かく把握可能。
市町村は、予測水位も閲覧可能（ID・Passwordが必要なHP）。避難情報の発令判断に資する。
（一般には、現況の危険度のみを公表）**（適宜、河川事務所長の助言を求めて欲しい）**

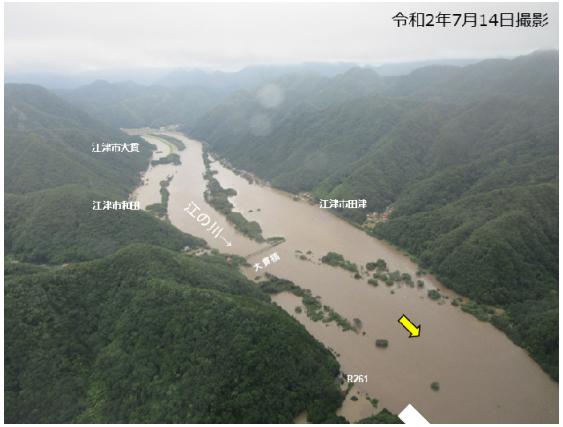

実際の河川の状況

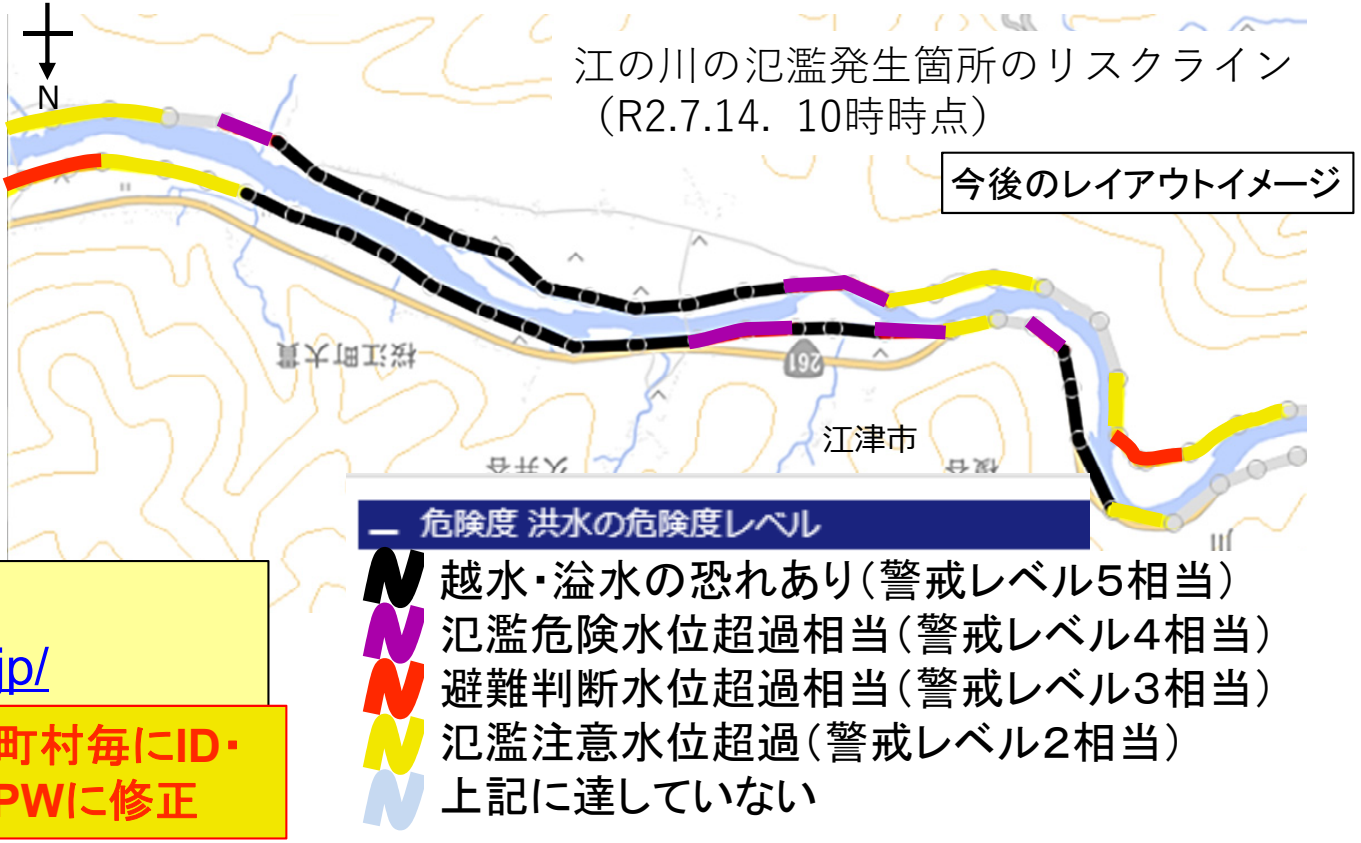

■市町村限定HP
URL：https://frlg.river.go.jp/
ID ：Hkd_@@@@@
Pass:@@@@@

市町村毎にID・PWに修正

■水害リスクライン：
・縦断的な水位（水面形）を左右岸それぞれ200m毎に計算により推定。箇所毎の危険度をきめ細かく把握可能。
・洪水の危険度として、推定の水位の堤防高さの超過（越水）が想定される箇所等を黒色（Ｌ５相当）等で表示。
・対象：国管理河川の洪水予報河川　（Ｒ２から提供）

避難情報に関するガイドラインについて

国土交通省

避難情報に関するガイドラインのポイント

1. 氾濫開始相当水位に到達した場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例とする。（氾濫発生を確認しなくても実況水位で発表）【必ず発令される情報ではない】
2. 氾濫開始相当水位への到達を予測した際に警戒レベル4避難指示の発令基準例とする。
3. 氾濫開始相当水位をあらかじめ河川事務所等から情報提供を受けておくことが基本である。
4. 水害リスクラインで氾濫している可能性のある箇所を黒色（警戒レベル5相当情報）で表示するなど、各箇所の危険度をきめ細かく把握できることから、避難情報発令の参考とできる。
5. 危機管理型水位計等が設置されている場合には、避難情報の発令の基準となる水位を設定し発令基準とする。水位に代わる情報として、カメラ画像を参考とする。
6. 避難情報の発令対象区域は、可能な限り絞り込むことが重要である。
7. 切迫した状況では、河川事務所から適時の助言を受けることができるとは限らないことから、市町村は、平時に明確な発令基準を定め、緊急時において発令判断を行うことができるようにしておくことが重要である。

【参考】避難情報に関するガイドラインについて

ホットラインの見直し（必要に応じて）

出水時における緊急連絡体制（ホットライン）について【○○市】

○○河川事務所と○○市は、出水時における緊急連絡体制を以下のとおり定め、出水災害に関する初動対応の充実、強化に資する。

１．○○市から○○河川事務所への緊急連絡

連絡する情報	連絡する時期	情報発信者（○○市）	情報受信者（○○河川事務所）
１．住民の避難に関する情報	避難勧告等（準備、勧告、指示）を発令するとき 【避難状況】○○地区、△世帯、□名、○○避難所 【その他】自主避難状況、孤立住民の発生状況等	①市長 ②副市長 ③課長	①所長 ②副所長 ③計画課長
２．被災に関する情報	市内における被災を把握したとき 【浸水被害】○○地区、浸水面積△ｈａ 【人的被害】○○地区、死者、行方不明者△名 【家屋被害】○○地区、床下・床上浸水等△戸 【その他被害】道路の通行止め、水防活動状況	①市長 ②副市長 ③課長	①所長 ②副所長 ③計画課長

２．○○河川事務所から○○市への緊急連絡

連絡する情報	連絡する時期	情報受信者（○○河川事務所）	情報発信者（○○市）
１．危険水位超過予測情報	氾濫危険水位（レベル４）を超過すると予測される時刻の３時間前を目途	①所長 ②副所長 ③計画課長	①市長 ②副市長 ③課長
２．浸水予測情報	市町村から要請があったとき	①所長 ②副所長 ③計画課長	①市長 ②副市長 ③課長
３．被災箇所情報	河川事務所の管轄する河川で被災が発生したとき 【場所、延長、対応状況等の概要】	①副所長 ②計画課長 ③流域計画官	①課長 ②係長 ③
４．その他の情報	住民の安全を確保する上で必要と思われるとき ・氾濫注意水位（レベル２）の超過 ・避難判断水位（レベル３）の超過	①副所長 ②計画課長 ③治水専門官	①課長 ②係長 ③

※ホットラインに、避難勧告が記載されている場合は、見直しを行うこと。

【参考】市町村向け川の防災情報※市町村

国土交通省

URL : https://city.river.go.jp/kawabou/cityLogin.do

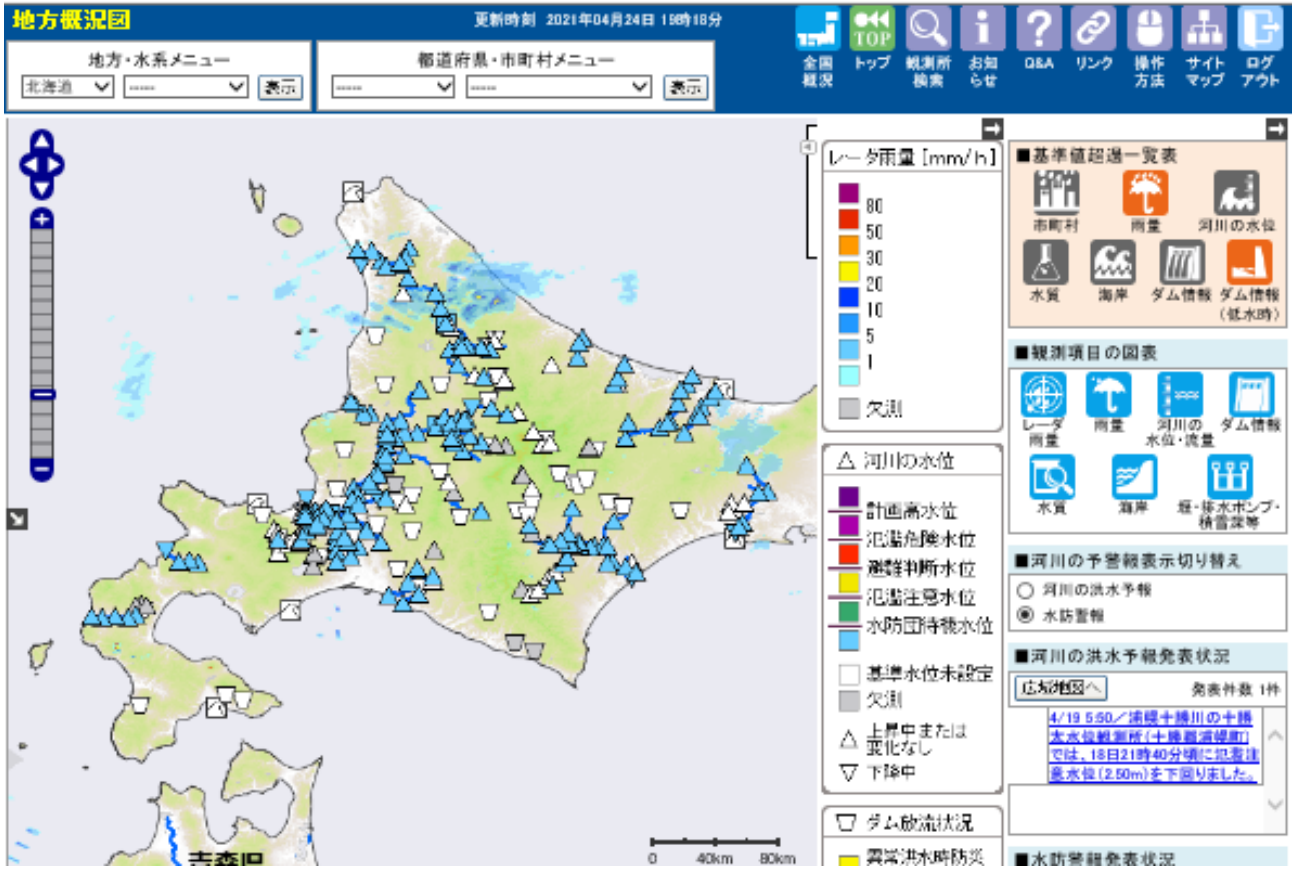

※市町村毎のID,PWあり

＜得られる情報＞

・河川水位の監視
予測水位無し

・レーダ雨量の監視
6時間先までの予測降雨

・洪水予警報等発表状況

＜活用例＞

・情報量は「統一河川情報システムより劣るが、スマートフォンからも閲覧可能。

・一般向け「川の防災情報」が住民をメインに改良されたため、河川管理者は市町村向けの方が活用しやすい。

【参考】川の防災情報（一般向け）

国土交通省

URL：https://www.river.go.jp/index







※Edgeで閲覧
※スマートフォンでも閲覧可能

＜得られる情報＞
・河川水位の監視
　危機管理型水位計の水位も確認
　予測水位無し
・レーダ雨量の監視
　予測降雨無し
・洪水予警報等発表状況

＜活用例＞
・自宅・移動中等でも、スマートフォンから閲覧可能。

・令和3年3月にリニューアル（個人向け利用に特化）

【参考】川の水位情報（一般向け）

国土交通省

URL：https://k.river.go.jp/

※Edgeで閲覧
※スマートフォンでも閲覧可能

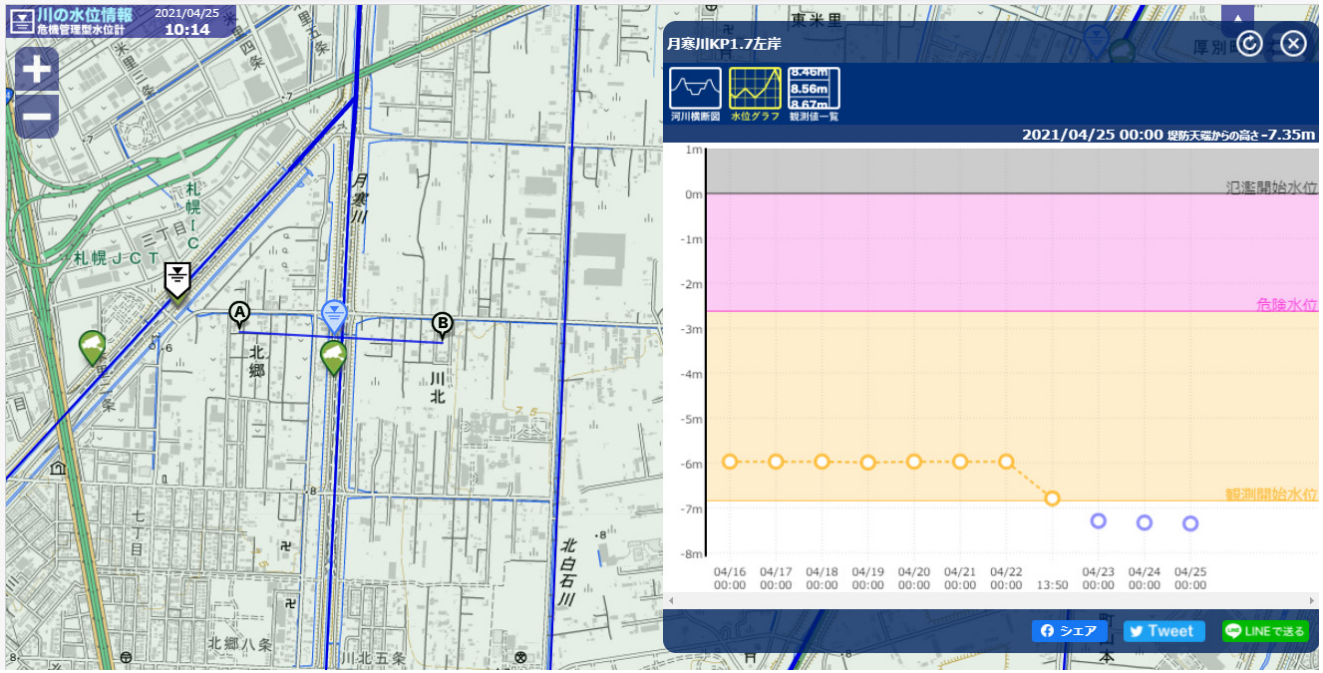

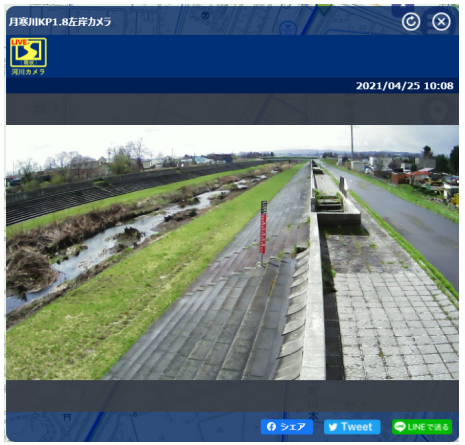





＜得られる情報＞
・河川水位の監視
　危機管理型水位計の水位や簡易型河川監視カメラの映像も確認できる。
　予測水位無し

＜活用例＞
・危機管理型水位計の観測開始、危険水位・氾濫開始水位を超過すると、地図が着色されるため、効率的に危険な箇所を探すことが可能。

・令和3年4月から川の防災情報にも危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラも閲覧可能。

【参考】水害リスクライン（一般向け）

国土交通省

URL：https://frl.river.go.jp/

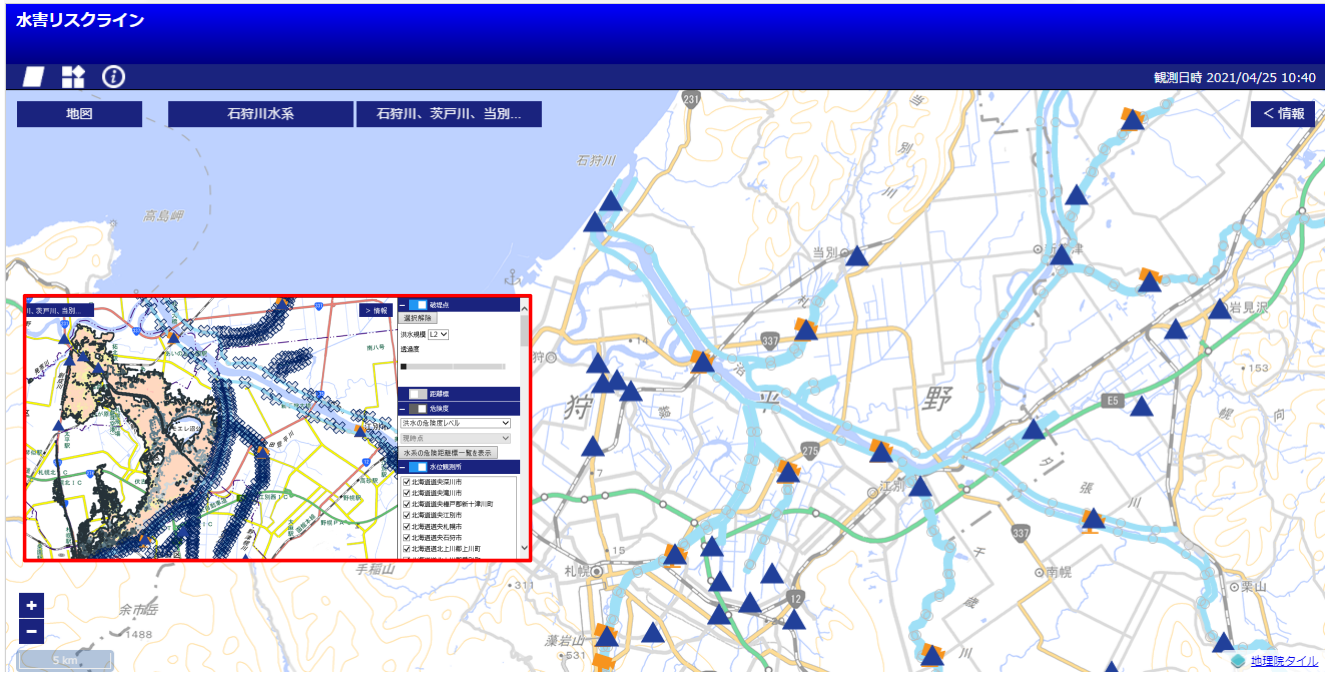

※スマートフォンでも閲覧可能

＜得られる情報＞

・水位上昇により危険な箇所が一目でわかる。
　予測は無し

・河川監視カメラの画像が閲覧可能。

・決壊した場合の浸水想定が閲覧可能

＜活用例＞

・水位危険度が高い箇所を、効率的に探すことが可能。

※6時間先水位予測は、別URLで閲覧可能。市町村・JR・気象台のみ別途IDを配布している。

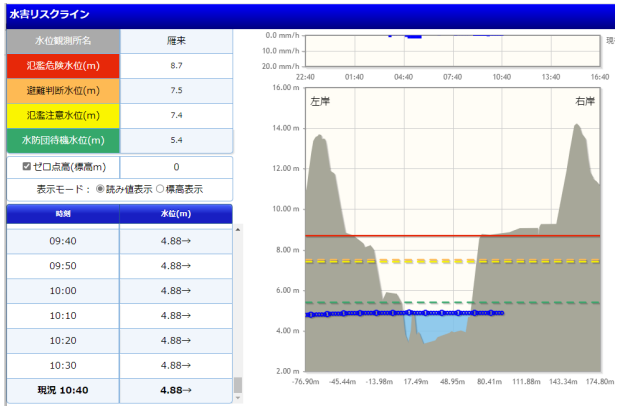



【参考】水害リスクライン（市町村向け）

国土交通省

URL：https://frlg.river.go.jp/

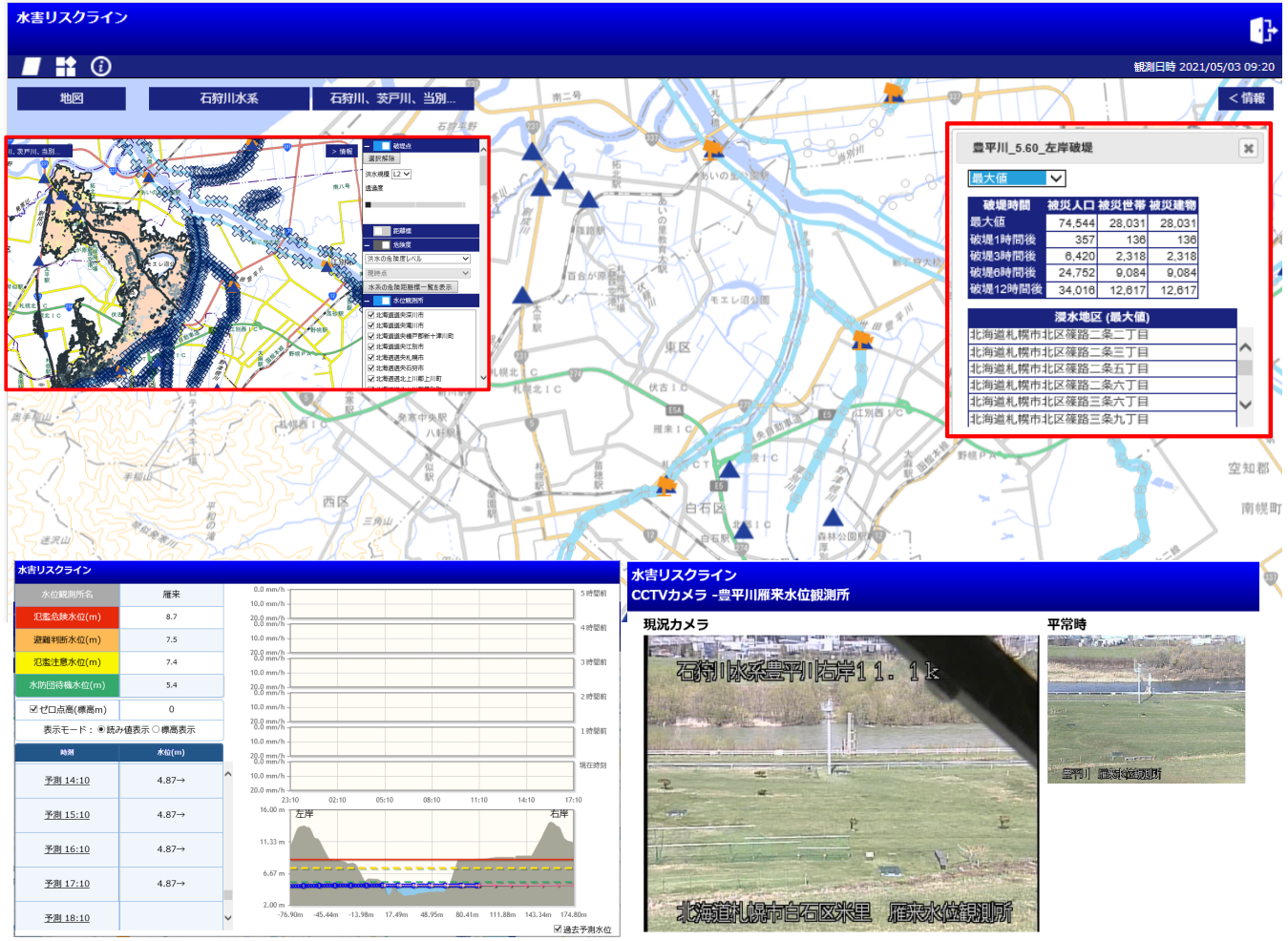

※市町村毎のID,PWあり

＜得られる情報＞

・水位上昇により危険な箇所が一目でわかる。

　6時間先までの予測水位を閲覧可能

・河川監視カメラの画像が閲覧可能。

・決壊した場合の浸水想定・被害額が閲覧可能

＜活用例＞

・水位危険度が高い箇所を、効率的に探すことが可能。

③常呂川流域タイムラインについて

タイムラインとはどんなものか？



出典：2019年2月23日　常呂川コミュニティタイムライン地区松尾座長講演資料より

タイムラインを構成する3要素

「いつ」　⇒　行動時刻:台風を対象に、上陸する時間から逆算した時間帯
「なにを」　⇒　防災行動:予め調整し決めておいた事前に行う防災行動の内容
「だれが」　⇒　防災機関や組織または個人

行動時刻（いつ）	対応段階	防災行動事項（なにを）	役割（だれが） 市・区					住民防災組織			国交省		府県			鉄道事業者			ライフライン		民間	
			危機管理G	施設管理G	住民支援G	広報調整G	広報調整G	自主防災（町内会）	民生委員	消防団	地方整備局	警区気象台	府県	警察	消防本部	JR	民鉄・バス	地下鉄	通信	電力	地下鉄管理者	企業
	基準超過	台風の発生、襲来の可能性	情報収集	調整	調整	調整	調整															
120時間前	TL立上げ	タイムラインの立上げ（基準に基づく）	意思決定	共有	共有	共有	共有											共有	共有	共有	共有	共有
120時間前から	TL立上げ	防災情報の収集・共有	情報収集	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	助言	助言	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有
120～96時間前	TL立上げ	防災行動の企画立案・組織内役割の確認			調整	調整	調整	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有
120～96時間前	TL立上げ	管内管理施設の巡視・点検				行動		行動	行動		行動		行動	行動	行動			行動	行動	行動		
120時間前～随時	TL立上げ	住民等への定期的な防災情報の提供			行動	行動	行動	行動	行動	行動												
	基準超過	台風の影響あり、気象・水象現象が注意状況			共有	共有	共有	共有	共有	共有	助言	助言	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有
72～48時間前	準備	想定現象別の避難計画の立案・調整			調整	調整	調整	調整	調整	調整	助言	助言		共有	共有						共有	共有
72～48時間前	準備	要援護者等の自主避難にかかる事前調整			共有	共有	共有						共有		共有							共有
72～36時間前	準備	住民・利用者への避難予告				共有	指揮				共有	共有										
	基準超過	気象警報または、河川はん濫の可能性			共有	共有	共有	共有	共有	共有	助言	助言	共有	共有	共有	共有			共有	共有		共有
水防警報発表	早期警戒	水防団の出動判断								協働	判断											
48～24時間前	早期警戒	避難所の開設準備			共有	共有	共有	共有	共有		共有	共有		共有	共有							
36～24時間前	早期警戒	自主避難のよびかけ（要援護者避難の実施）			共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有		共有	共有	共有							共有
	基準超過	はん濫危険水位超過、の可能性			共有	共有	共有	共有	共有	共有	協働	協働	共有	共有	共有	共有			共有	共有		共有
基準水位超過	行動	避難情報の発表			共有	共有	行動	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有
36～6時間前	行動	住民の避難およびその支援			行動	行動	行動	行動	行動	行動	助言	共有	共有	共有	行動	行動					行動	行動
12～6時間前	行動	救助・避難誘導	指揮調整	共有	共有	共有	共有	行動	行動	行動	共有	共有	共有	共有	行動	行動	行動	行動	共有	共有	行動	行動
	基準超過	台風最接近、河川はん濫　発生	意思決定	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	助言	助言	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有	共有
6時間前	緊急	垂直避難（緊急）の呼びかけ	指揮調整	共有	共有	共有	行動	行動	行動	行動	助言	助言		助言	助言	行動	行動	行動	共有	共有	行動	行動
6～0時間	緊急	消防・警察　退避	指揮調整					行動	行動	行動				行動	行動							

防災機関の横断的な連携

上陸予想時間から逆算し先を見越した防災行動

Matsuo

出典:2019年2月23日　常呂川コミュニティタイムライン地区松尾座長講演資料より

流域タイムラインとは

国土交通省

【目的】

- 流域内の防災機関の**連携を促進するプラットフォーム**づくり
- **早期の危機感共有**に基づく自治体の意思決定支援
- 流域内自治体・関係機関が**情報共有（交換）する場を担保する仕組み**作り

【記載内容】

- 流域内で危機感を共有する指標やタイミング、方法
- 広域を管理する機関・団体（気象・河川・道路・ライフライン等）の主な行動内容とタイミング
- 自治体の意思決定（避難等）と意思決定支援のための行動内容

【期待される効果】

- 流域内の防災対応の効率化（個別問合せ等の省力化など）
- 洪水時の水文情報、被害状況、避難情報等情報の共有化
- 流域内の関係する機関の対応計画を標準化することにより、各自治体等で多機関連携タイムラインの展開が容易になる。
- 大規模災害の発生が予測される場合の広域連携（広域避難、資機材融通等）への発展

※令和2年7月豪雨の球磨川流域の事例では、どの流域自治体は情報を入手していたが、**「危機感」の有無が対応の明暗**を分けている。

流域タイムラインの意義

１．災害対応の課題

- 縦割り型の体制のために、危機感が共有されない
- 情報・基準に依存した対応に陥るために、現象後追い型の対応になってしまう

２．解決のために必要なこと

- 危機感が各機関の防災行動につながる仕組みを作る
- 早めの防災行動により、最後の防災行動である住民避難を支援する

３．流域タイムラインの意義

- 流域の防災機関が危機感を共有できる体制を構築すること
- 出水毎の最適な防災行動を検討する仕組みを構築すること

タイムラインの比較

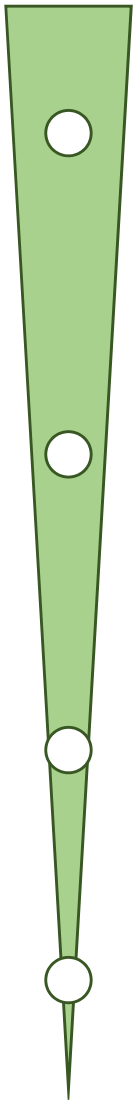

名称	位置づけ	主な使用者
流域 タイムライン	流域全体を捉えた『広域支援』および『意思決定支援』のためのタイムライン（個々のTLを運用するのでは無く、統合的に運用することで効率化を図る）	自治体 河川管理者 道路管理者 気象台 北海道　等
自治体 （多機関連携） タイムライン	対象自治体に着目し、住民等の命を守るために『意思決定』および『避難行動支援』を行うためのタイムライン	自治体・自治区 消防署・消防団 警察署 福祉機関　等
コミュニティ タイムライン	対象地区に着目し、地区住民等の命を守るための『共助に基づく防災行動』を行うためのタイムライン	（自治体） 町内会 自主防災組織 消防団　等
家族や個人の タイムライン （マイタイムライン等）	個人や家庭に着目し、自らの命を守るための『自助に基づく避難行動』を行うためのタイムライン	家族 個人　等

今後の予定

発足式、検討会の開催

↓

常呂川流域タイムライン試行案の作成

↓

常呂川流域タイムライン試行

↓

大規模出水後には検討会を開催し対応の振り返り、タイムライン試行案の見直しを図る

【参考資料１】

常呂川下流地区水害タイムライン

常呂川下流地区水害タイムライン検討会の概要

国土交通省

- 常呂川下流地区での防災力の向上を図るため、先を見越した早期の災害対応を実現する「常呂川下流地区水害タイムライン検討会」を平成30年7月に設置。
- 平成28年洪水により堤防決壊などが発生していることを踏まえ、将来においても常呂川下流地区で計画規模を超える大規模な洪水による広域で浸水被害が発生することをハザードとして想定。
- 地域住民の円滑・確実な避難や浸水被害の軽減に向けて、道路管理者や河川管理者等との連携や調整という視点も含めて検討を実施。
- 令和元年5月の第3回常呂川下流地区水害タイムライン検討会の議論を踏まえ、常呂川下流地区水害タイムライン試行版をとりまとめ。

常呂川下流地区水害タイムライン検討会　検討体制

【参加機関（20機関）】※町内会は1機関としてカウント
・北海道開発局　網走開発建設部　・気象庁　網走地方気象台　・陸上自衛隊　第6普通科連隊
・北海道オホーツク総合振興局　・北海道警察　・北見市　・北見地区消防組合　・北見市社会福祉協議会
・北見市民生委員児童委員協議会　・北見市教育委員会　・網走バス株式会社　・北海道北見バス株式会社
・北海道電力株式会社　・東日本電信電話株式会社　・常呂町農業協同組合　・常呂漁業協同組合
・きたみ市商工会　・JA北海道厚生連　常呂厚生病院　・常呂町建設業協会
・北見市常呂自治区町内会（19団体）
【学識経験者】
・東京大学大学院情報学環　総合防災情報研究センター客員教授　松尾一郎 座長
・北見工業大学　副学長（研究、国際、地域連携担当）　渡邊康玄アドバイザー
・日本赤十字北海道看護大学　災害対策教育センター長　根本昌宏アドバイザー
【事務局】
・北見市（常呂総合支所総務課、防災危機管理課）　・網走開発建設部（治水課、北見河川事務所）
・網走地方気象台（防災管理官・水害対策気象官）
・北海道オホーツク総合振興局（地域政策課、網走建設管理部）

常呂川下流地区水害タイムライン検討会の検討経緯(１)

国土交通省

発足式・シナリオ検討会（2018年7月19日）

- タイムラインの検討方針とスケジュール
- 水害タイムラインを検討するためのシナリオ設定について

第1回 自治体ワーキング（2018年11月26日）

- 災害シナリオとリスクの認識共有/理解
- 災害シナリオとリスクを考慮した北見市常呂総合支所の対応行動の整理、抽出（WS）

第1回 検討会（2018年12月27日）

- 災害シナリオとリスクの認識共有
- 自治体WGの結果を踏まえた常呂川下流地区水害タイムライン素案について
- 関係機関の対応を含めたタイムラインの追記、修正協議（WS）

第2回 検討会（2019年2月27日）

- 水害タイムラインの構成（総括表、詳細表、対応シート）について
- 第1回検討会の議論を踏まえたタイムライン第1次案の追記、追記協議（WS）

第2回 自治体ワーキング（2019年4月23日）

- 市役所および支所内における行動内容と役割分担の最適化
- 内閣府のガイドライン改定を踏まえた住民避難に関する情報等の再整理

道道7号線ワーキング（2019年5月8日）

- 道道7号の通行止めと住民避難対応についてタイミング、条件等を協議・合意形成

第3回 検討会（2019年5月14日）

- 自治体ワーキングおよび道道7号線ワーキングを踏まえた水害タイムラインの修正について
- 水害タイムライン詳細表の全体読み合わせと合意形成

第4回 検討会（2019年7月12日）

- 水害タイムライン試行版に基づく検証訓練

常呂川下流地区水害タイムライン検討会の検討経緯（２）

国土交通省

第５回 検討会（２０２０年2月１３日）

- 水害タイムライン試行版に基づく検証訓練

第６回 検討会（２０２０年７月３１日）

・水害タイムライン試行版詳細表に基づいた行動項目の確認（WS）

第７回 検討会（２０２０年１２月２２日）

- 水害タイムライン試行版の運用状況の確認
- 講演

（1）コロナ禍の分散避難と常呂川水害タイムラインの深化
東京大学大学院　情報学環総合防災情報研究センター　客員教授　松尾　一郎

（2）感染症対策を施した避難環境を形成するために～自助・共助・公助～
日本赤十字北海道看護大学 災害対策教育センター　センター長　根本昌宏

これまでの検討事項

■災害シナリオ・災害リスク

・平成28年8月洪水の実績を基に現在の予警報基準を加味
・想定浸水域・浸水深は想定最大規模クラスの洪水で設定

■意思決定トリガー・タイミング

・防災気象情報や河川水位情報等に基づき意思決定の時期を設定
・避難情報のタイミングと道路規制のタイミング調整について明確化

■各機関の防災行動（何を）

・既存の計画等をもとに他機関と関わる詳細の防災行動を抽出

■行動タイミング（いつ）

・防災情報や意思決定に基づき行動の実施時期を設定

■防災行動の役割・連携事項（誰が）

・防災行動の主体機関・支援機関等を整理し連携事項を確認共有

常呂川下流地区水害タイムライン試行版の概要(１)

国土交通省

1. タイムラインステージの設定

➢ 『タイムラインステージ』という大まかな防災行動の切り替え目安と条件を設定し、全体で危機感を共有。

タイムラインステージ	大まかな状況や対応
タイムラインステージ　0（平常～注意）	平常業務の中で情報収集等を行う段階
タイムラインステージ　1（立ち上げ）	平常業務の中で体制準備や点検作業等を行う段階
タイムラインステージ　2（準備）	防災対応の体制を整え、各種準備を行う段階
タイムラインステージ　3（警戒）	避難所を開設し要支援者の避難支援等を行う段階
タイムラインステージ　4（行動）	常呂川の外水氾濫に備えた住民避難等を行う段階
タイムラインステージ　5（安全確保）	全ての人が安全確保を完了させる段階
タイムラインステージ　6（緊急対応）	発生した事象への緊急的な対応を行う段階

2. 避難対応と道路規制の連携・連動

➢ 地域の生命線となる道道7号線の道路規制とその周辺地区の避難対応の連携・連動性を明確化。

➢ 道路規制と避難対応の連携にあたっては、気象や河川の状況が重要となるため、北見市常呂総合支所、道路管理者(網走建設管理部)のほか気象台および河川管理者(網走開発建設部)も含めた調整協議を実施することをタイムライン表に明記。

常呂川下流地区水害タイムライン試行版の概要(2)

国土交通省

常呂川下流地区(常呂自治区)水害タイムライン 試行版 詳細表 2019.7.12

役割の記載凡例
①【行動】に関する項目
●：行動の中心になる主体
▲：行動の補助・支援をする主体
②【情報】に関する項目
◎：情報等の発信元となる主体
○：情報等を受信し、伝達する主体
△：情報を受け取る主体

行動目標	行動項目	整理番号	行動細目	特記事項	北見								
					本部長(市長)	自治区本部長(常呂自治区長)	市(防災危機管理課)災害対策本部事務局	常呂					
								総務課	市民環境課	保健福祉課	産業課	建設課	総務班
【タイムラインステージ 0】: 平常時 台風や大雨によって北海道への影響が発生する可能性が生じた場合													
防災情報の集約	気象・水文情報の収集・伝達	1	【行動】気象・水文情報の収集	インターネットによる降雨量・河川水位等の確認			●	●	●	●	●	●	
		2	【行動】ダムに関する情報の収集	インターネットによる鹿ノ子ダム情報(流入量・放流量等)の確認			●	●					
	発表情報の受領	3	【情報】府県気象情報の発表				○	○	△	△	△	△	
	関係機関からの情報収集	4	【行動】国道・道道の通行規制の情報収集										
ステージ移行判断	ステージ移行の判断・伝達	5	【行動】ステージ0立ち上げの協議	状況に応じて●の機関で協議			●	●					
		6	【行動】ステージ0立ち上げの判断				●	●					
		7	【情報】ステージ0立ち上げの周知・伝達	北見市常呂総合支所がメーリングリストで一斉配信	△	△	◎	◎	△	△	△	△	
タイムラインステージ0への移行と行動の開始													
防災体制の構築	北見市の体制構築	8	【行動】常呂総合支所の課長職の招集(必要に応じて)				▲	●					
	災害対策本部の設置・運営	9	【行動】課長会議の開催(必要に応じて)			▲	▲	●	▲	▲	▲	▲	
	関係機関等との連携体制の構築	10	【行動】緊急対応業者への連絡・対応要請(必要に応じて)								●	●	
現地状況の把握	現地巡視の準備	11	【行動】パトロール車の確認	車両の確保				●			●	●	
		12	【行動】パトロール経路の確認									●	
		13	【行動】道路状況の確認									●	
道路管理・交通対策	市道の管理・通行止め等	14	【行動】大雨時の市道通行止めに関する看板の確認									●	
	道道7号線の管理・通行止め等	15	【行動】通常パトロールの実施	(1回/2日)(網走建管北見出張所)									
	国道238号の管理・通行止め等	16	【行動】通常パトロールの実施	(1回/2日)(網走開建網走道路事務所)									
住民等の安全確保	災害時要配慮者の避難対応の準備・実施	17	【行動】災害時要配慮者の名簿確認作業					●		●			
応急対応体制の構築	関係機関との連携体制構築	18	【行動】避難所の把握(北電)	ハザードマップ等で確認又は問い合わせ			▲	▲					
		19	【行動】電力の優先供給先の把握と供給方法の事前検討(北電)	自治体施設(災対本部)、医療機関、避難所			▲	▲					
減災行動・水防活動	防災施設・資機材の準備・確認・設置等	20	【行動】樋門の点検	3月～10月(2回/月)、11月～12月(1回/月) 1月～2月(0回/月)(北見河川事務所)									
【タイムラインステージ 1】 条件 ： 台風説明会の情報等で、今後北見市に災害等の影響が発生する可能性が生じた場合 または事務局機関が必要と判断した場合													
防災情報の集約	気象・水文情報の収集・伝達	21	【行動】気象・水文情報の収集	インターネットによる降雨量・河川水位の確認 《問合せ先》気象情報:気象台、水文情報:開建治水課・建管維持管理課、道路:開建道路整備保全課・建管維持管理課			●	●	●	●	●	●	
		22	【行動】ダムに関する情報の収集	インターネットによる鹿ノ子ダム情報(流入量・放流量等)の確認			●	●					
		23	【行動】所属職員への情報発信:自動入手(消防本部)										
	関係機関からの情報収集	24	【情報】大雨・台風説明会の情報の提供	気象台による気象予測情報等の提供と提供を受けた機関(部署)を経由した情報共有を行う。			○	○	△	△	△	△	
ステージ移行判断	ステージ移行の判断・伝達	25	【行動】ステージ1立ち上げの協議	大雨・台風説明会後に●の機関で協議			●	●					
		26	【行動】ステージ1立ち上げの判断				●	●					
		27	【情報】ステージ1立ち上げの周知・伝達	北見市常呂総合支所がメーリングリストで一斉配信	△	△	◎	◎	△	△	△	△	
タイムラインステージ1への移行と行動の開始													
防災体制の構築	北見市の体制構築	28	【行動】常呂総合支所の各課内職員の所在・動向の把握				▲	●	●	●	●	●	
		29	【行動】今後の課内体制の確認				▲	●	●	●	●	●	
	災害対策本部の設置・運営	30	【行動】課長会議(常呂総合支所)の開催	情報共有、イベント等の確認を行う		▲	▲	●	▲	▲	▲	▲	
	関係機関等との連携体制の構築	31	【行動】施設管理者からの情報収集・連携	常呂総合支所では各課が情報収集を行い、総務課へ集約する			▲	●	●	●	●	●	
		32	【行動】被害範囲に応じた体制確立(道警北見方面本部)	救助チームの編成準備、職員の確保等を含む									
		33	【行動】気象情報をもとに配置を想定し体制の確保(北見警察署)										
現地状況の把握	現地巡視の準備	34	【行動】パトロール車の確認(工具・燃料)					●			●	●	
	現地巡視の実施	35	【行動】現地パトロールの決定・指示(必要に応じて)	常呂総合支所は課長会議で実施の要否を決定 JAところはステージごとに職員が実施→役所にも報告				▲			●	●	

■参加機関

検討及び運用に参加する機関名を記載。

■役割分担記号

行動の主体・支援・情報受領等の役割を記載。

■タイムラインステージ

意思決定をもとに参加機関が一斉に行う防災行動の段階。ステージが高いほど発災のリスクが高まっていることを示す。

■行動目標・項目・細目

防災行動の具体的内容や補足情報を記載。

【参考資料2】

常呂川におけるコミュニティタイムラインの取り組み

1. 取り組みの背景・目的

- 関係機関等が連携して検討を進めている他機関連携型タイムラインと連動し、地域住民や町内会等が効果的な防災行動をとるためのコミュニティタイムラインの策定に向けた検討
- コミュニティタイムラインは地域コミュニティが先を見越した早めの防災対応を連携して行うための行動指針を定めたものであり、地域住民が自治体や関係機関とともに策定するというプロセスも重要
- 常呂総合支所等と協議の上、防災の取り組みに積極的な4地区（福山、日吉、末広、開進の各町内会）を対象にモデル的な取り組みを推進するための住民説明会の運営と今後の企画検討を実施

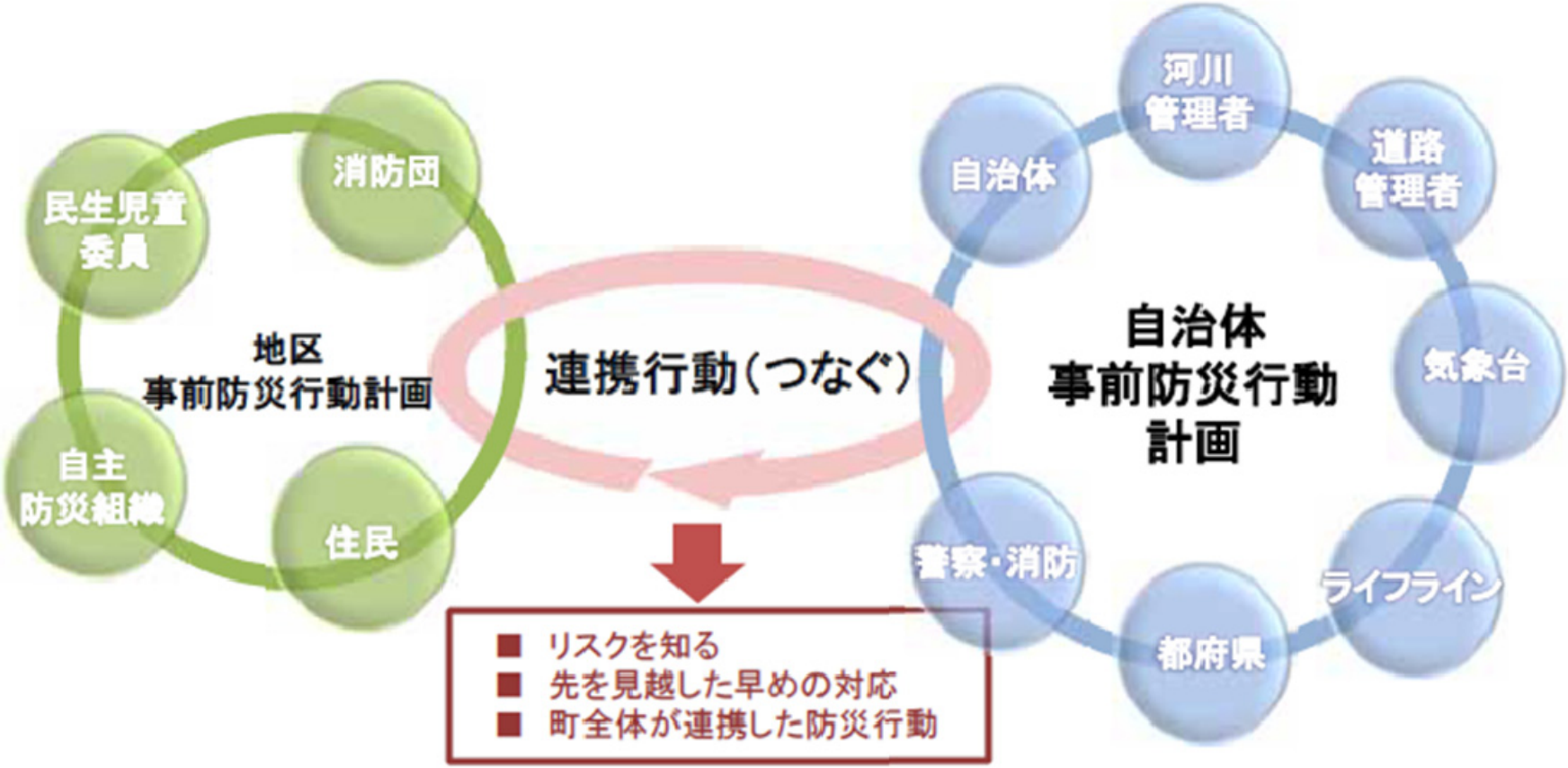

2. これまでの取り組み状況

懇話会（2019年2月22日：日吉・福山　2019年2月23日：末広・開進）

- 地域の水害リスク　・有識者（松尾先生）による講演　・　災害対応に関する意見交換

日吉・福山地区CTL勉強会（準備会）（2019年11月26日）

- コミュニティタイムラインに関する説明
- 災害シナリオとリスクの認識共有/理解（開建、気象台による説明と質疑応答）

日吉・福山地区CTL　第1回 検討会（2019年12月17日）

- 地区における災害シナリオとリスクの確認（WS）
- 風水害時の避難場所について（WS）
- 避難のタイミングとその方法について（WS）

日吉・福山地区CTL　第2回 検討会（2020年1月27日）

- 防災対応時の地区の連絡体制について（WS）
- 地区の避難行動要支援者の避難について（WS）
- 財産（農業機械等）の保護・保全について（WS）
- 全体を整理した地区の防災対応行動のタイミングと役割整理（WS）

日吉・福山地区CTL　第3回 検討会（2020年7月15日）

- 日吉・福山地区におけるコミュニティタイムラインについて（確認、修正）

※ 第3回検討会は2020年3月9日に開催予定であったが、新型コロナウィルス感染拡大予防の観点から7月に延期し、日吉地区と福山地区に分けて開催。




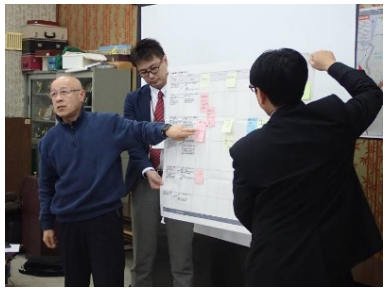

3. 日吉地区・福山地区のコミュニティタイムライン

台風等に備えた日吉・福山地区事前防災行動計画（タイムライン） 日吉

常呂川下流地区では、防災関係機関等が中心となって台風等の発生から災害の発生までを、現象や情報の発表を基準に、ステージ0から6まで7段階に分け、それぞれの段階で「いつ」「誰が」「何を」行うのか、時系列に沿って定めた「常呂川下流地区水害タイムライン（常呂川タイムライン）」を作成しています。この「日吉地区 地区事前防災行動計画」は、常呂川タイムラインと連動し、地区で行う対応行動を定めたものです。台風等が接近し、水害や土砂災害の発生が予想される場合の避難行動の目安としてご活用ください。

日吉地区事前防災行動計画（タイムライン）

令和2年3月15日時点

タイムラインステージ	現象・状況	常呂総合支所	おもな対応 町内会	住民	農業従事者等	消防団	避難する場所	方法
0	台風の発生等		情報の確認（テレビ、ラジオ、携帯・スマホ、パソコン等）				—	—
1	台風の接近 大雨の予測	自治会長へ ステージ1の周知 （現段階での見込み含む）	<自治会長> ・班長へステージ1移行の連絡 <役員・班長等> ・防災対策協議 ・支所からの連絡内容の共有 ・消防団詰め所から毛布やAEDを日吉会館へ移動			・消防団詰め所から毛布やAEDを日吉会館へ移動	自治区外や安全な地域の家族・知人宅	車
2	大雨注意報・警報の発表 降雨の開始	自治会長へ ステージ2の周知 （現段階での見込み含む）	<自治会長> ・班長へステージ2移行の連絡	・持ち出し品や備蓄品の準備（水・食糧・薬・懐中電灯等） ・避難の準備	・自分の家のトラクター等の高台避難 ・地区内の農機具や作物の避難支援		日吉会館	車
	常呂川の水位上昇	日吉・福山地区へ 避難準備・高齢者等避難開始の発令	<自治会長> ・班長へ避難情報の連絡 <役員・班長等> ・班員への避難情報の伝達 ・避難行動要支援者対応の依頼 ・避難所（日吉会館）の開設補助	・要支援者の避難開始 （一人で移動できない人に対しては周りの人が手助けに行く）			日吉会館	車
3	常呂川の水位上昇 太幌橋通行止め	自治会長へ ステージ3の周知 （避難勧告・指示の可能性も含む）	<自治会長> ・班長へステージ3移行の連絡 <役員・班長等> ・要支援者の避難状況の確認				日吉会館	車
	道道7号線の通行止め開始 （避難は妨げない形で実施）	日吉・福山地区へ 避難勧告の発令 二次避難の必要性の検討	<自治会長> ・班長へ避難情報の連絡 <役員・班長等> ・班員への避難情報の伝達 ・地区内避難状況の確認（※安全が確保出来る場合は戸別訪問）	・避難の開始		・地区内への避難の呼びかけ	日吉会館	車
		日吉・福山地区へ 避難指示の発令		・避難の完了		・消防車の高台避難	日吉会館	車
4 5	日吉・福山地区周辺で常呂川氾濫の恐れ		・野外活動者の安全確保 ・必要に応じて二次避難の判断		・橋門操作人を含めた全員の安全確保	・団員の安全確保	神社・スタンド（状況に応じて）	徒歩
6	災害の発生							

※洪水の規模が大きくなる可能性がある場合には日吉会館からさらに端野方面や神社・スタンド等へ二次避難していただく可能性があります。

我が家の事前防災行動計画

いつ	何を	具体的な行動内容	
	自宅の災害対策	・ ・ ・	
	非常持ち出し品の用意	・１日分の食糧 ・普段使っている薬 ・ ・	
	避難の実施	どこに	
		避難方法	
	避難完了の報告	誰に	
		どうやって	
緊急連絡先	お名前　： 電話番号：	（関係：　　）	

情報伝達系統図

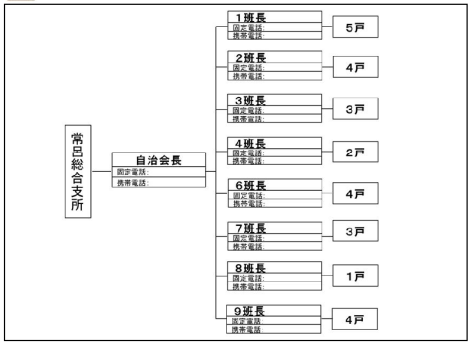

日吉・福山地区のみなさんが行うこと

- ご家族と避難する場所、避難方法、避難するタイミングを話し合いましょう
- 地域の方や近所の方と連絡方法や避難の場所について話し合いましょう。
- 話し合った結果は、左上の表「我が家の事前防災行動計画」に書き込みましょう。

お問合せ先
北見市常呂総合支所総務課
〒093-0292　北見市常呂町字常呂323番地
TEL：0152−54−2111

台風等に備えた日吉・福山地区事前防災行動計画（タイムライン） 福山

常呂川下流地区では、防災関係機関等が中心となって台風等の発生から災害の発生までを、現象や情報の発表を基準に、ステージ0から6まで7段階に分け、それぞれの段階で「いつ」「誰が」「何を」行うのか、時系列に沿って定めた「常呂川下流地区水害タイムライン（常呂川タイムライン）」を作成しています。この「日吉地区 地区事前防災行動計画」は、常呂川タイムラインと連動し、地区で行う対応行動を定めたものです。台風等が接近し、水害や土砂災害の発生が予想される場合の避難行動の目安としてご活用ください。

福山地区事前防災行動計画（タイムライン）

令和2年3月15日時点

タイムラインステージ	現象・状況	常呂総合支所	おもな対応 町内会	住民	農業従事者等	消防団	避難する場所	方法
0	台風の発生等		情報の確認（テレビ、ラジオ、携帯・スマホ、パソコン等）				—	—
1	台風の接近 大雨の予測	自治会長へ ステージ1の周知 （現段階での見込み含む）	<自治会長> ・班長へステージ1移行の連絡	・財産保護の行動開始		待機	自治区外や安全な地域の家族・知人宅	車
2	大雨注意報・警報の発表 降雨の開始	自治会長へ ステージ2の周知 （現段階での見込み含む）	<自治会長> ・班長へステージ2移行の連絡	・持ち出し品や備蓄品の準備（水・食糧・薬・懐中電灯等） ・避難の準備			高齢者コミュニティセンター（富丘）	車
	常呂川の水位上昇	日吉・福山地区へ 避難準備・高齢者等避難開始の発令	<自治会長> ・班長へ避難情報の連絡 <役員・班長等> ・班員への避難情報の伝達 ・避難行動要支援者対応の依頼 ・避難所の開設補助	・要支援者の避難開始 （要支援者家族からの依頼があれば周辺住民も支援）		・地区への避難の呼びかけ		
3	常呂川の水位上昇 太幌橋通行止め	町内会長へ ステージ3の周知 （避難勧告・指示の可能性も含む）	<町内会長> ・班長へステージ3移行の連絡 <役員・班長等> ・要支援者の避難状況の確認				高齢者コミュニティセンター（富丘）	車
	道道7号線の通行止め開始 （避難は妨げない形で実施）	日吉・福山地区へ 避難勧告の発令 二次避難の必要性の検討	<町内会長> ・班長へ避難情報の連絡 <役員・班長等> ・班員への避難情報の伝達 ・地区内避難状況の確認（※避難場所での点呼・電話等）	・避難の開始		・地区内への避難の呼びかけ		
		日吉・福山地区へ 避難指示の発令		・避難の完了		・避難最終呼びかけ		
4	日吉・福山地区周辺で常呂川氾濫の恐れ		・野外活動者の安全確保			・団員の安全確保	自宅・近隣の知人宅の2階	-
5								
6	災害の発生							

我が家の事前防災行動計画

いつ	何を	具体的な行動内容	
	自宅の災害対策	・ ・ ・	
	非常持ち出し品の用意	・１日分の食糧 ・普段使っている薬 ・ ・	
	避難の実施	どこに	
		避難方法	
	避難完了の報告	誰に	
		どうやって	
緊急連絡先	お名前　： 電話番号：	（関係：　　）	

情報伝達系統図

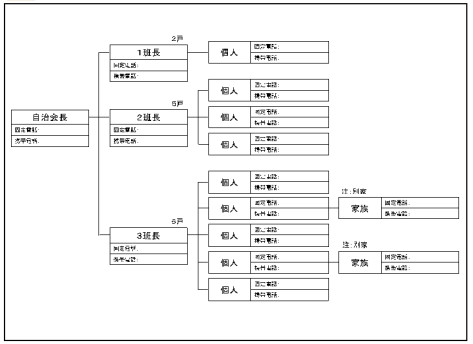

日吉・福山地区のみなさんが行うこと

- ご家族と避難する場所、避難方法、避難するタイミングを話し合いましょう
- 地域の方や近所の方と連絡方法や避難の場所について話し合いましょう。
- 話し合った結果は、左上の表「我が家の事前防災行動計画」に書き込みましょう。

お問合せ先
北見市常呂総合支所総務課
〒093-0292　北見市常呂町字常呂323番地
TEL：0152−54−2111

4. 日吉・福山地区コミュニティタイムラインのポイント



台風等に備えた日吉・福山地区事前防災行動計画（タイムライン） 日吉

常呂川下流地区では、防災関係機関等が中心となって台風等の発生から災害の発生までを、現象や情報の発表を基準に、ステージ0から6まで7段階に分け、それぞれの段階で「いつ」「誰が」「何を」行うのか、時系列に沿って定めた「常呂川下流地区水害タイムライン（常呂川タイムライン）」を作成しています。この「日吉地区 地区事前防災行動計画」は、常呂川タイムラインと連動し、地区で行う対応行動を定めたものです。台風等が接近し、水害や土砂災害の発生が予想される場合の避難行動の目安としてご活用ください。

日吉地区事前防災行動計画（タイムライン）

令和2年3月15日時点

タイムラインステージ	現象・状況	常呂総合支所	おもな対応 町内会	住民	農業従事者等	消防団	避難する場所	方法
0	台風の発生等		情報の確認（テレビ、ラジオ、携帯・スマホ、パソコン等）				—	—
1	台風の接近 大雨の予測	自治会長へステージ1の周知（現段階での見込み含む）	<自治会長> ・班長へステージ1移行の連絡 <役員・班長等> ・防災対策協議 ・支所からの連絡内容の共有 ・消防団詰め所から毛布やAEDを日吉会館へ移動			・消防団詰め所から毛布やAEDを日吉会館へ移動	自治区外や安全な地域の家族・知人宅	車
2	大雨注意報・警報の発表 降雨の開始	自治会長へステージ2の周知（現段階での見込み含む）	<自治会長> ・班長へステージ2移行の連絡	・持ち出し品や備蓄品の準備（水・食糧・薬・懐中電灯等） ・避難の準備	・自分の家のトラクター等の高台避難 ・地区内の農機具や作物の避難支援		日吉会館	車
	常呂川の水位上昇	日吉・福山地区へ避難準備・高齢者等避難開始の発令	<自治会長> ・班長へ避難情報の連絡 <役員・班長等> ・班員への避難情報の伝達 ・避難行動要支援者対応の依頼 ・避難所（日吉会館）の開設補助	・要支援者の避難開始（一人で移動できない人に対しては周りの人が手助けに行く）			日吉会館	車
3	常呂川の水位上昇 太幌橋通行止め	自治会長へステージ3の周知（避難勧告・指示の可能性も含む）	<自治会長> ・班長へステージ3移行の連絡 <役員・班長等> ・要支援者の避難状況の確認				日吉会館	車
	道道7号線の通行止め開始（避難は妨げない形で実施）	日吉・福山地区へ避難勧告の発令 二次避難の必要性の検討	<自治会長> ・班長へ避難情報の連絡 <役員・班長等> ・班員への避難情報の伝達 ・地区内避難状況の確認（※安全が確保出来る場合は戸別訪問）	・避難の開始		・地区内への避難の呼びかけ	日吉会館	車
		日吉・福山地区へ避難指示の発令		・避難の完了		・消防車の高台避難	日吉会館	車
4	日吉・福山地区周辺で常呂川氾濫の恐れ		・野外活動者の安全確保 ・必要に応じて二次避難の判断		・樋門操作人を含めた全員の安全確保	・団員の安全確保	神社・スタンド（状況に応じて）	徒歩
5								
6	災害の発生							

※洪水の規模が大きくなる可能性がある場合には日吉会館からさらに端野方面や神社・スタンド等へ二次避難していただく可能性があります。

我が家の事前防災行動計画

いつ	何を	具体的な行動内容	
	自宅の災害対策	・ ・ ・	
	非常持ち出し品の用意	・１日分の食糧 ・普段使っている薬 ・ ・	
	避難の実施	どこに	
		避難方法	
	避難完了の報告	誰に	
		どうやって	
緊急連絡先	お名前　： 電話番号：	（関係：　　）	

情報伝達系統図

日吉・福山地区のみなさんが行うこと

・ご家族と避難する場所、避難方法、避難するタイミングを話し合いましょう
・地域の方や近所の方と連絡方法や避難の場所について話し合いましょう。
・話し合った結果は、左上の表「我が家の事前防災行動計画」に書き込みましょう。

お問合せ先
北見市常呂総合支所総務課
〒093-0292　北見市常呂町字常呂323番地
TEL：0152−54−2111

常呂総合支所から各地区（自治会長等）へ伝達する情報を明記
→ タイムラインステージが移行する毎に自治会長へ連絡、自治会長は班長へ連絡し、危機感を共有。

自助および共助による農機具等の保護に関する行動を記載（日吉地区）
※ 福山地区は人数が少ないため、農業従事者の項目は自助による「財産保護」に含めることとし、特出しを行わないという整理。

二次避難の可能性についても記載（日吉地区）
→ 現在の日吉会館は想定最大規模の氾濫で浸水の危険性があるため、二次避難の判断についても記載。

各地区の連絡系統と連絡先を記載し、緊急時の地域内連絡にも考慮。
→ 地域の合意のもと、役員等の個人名と電話番号等を記載（個人情報保護の観点から本資料には記載なし）。連絡先の変更時には支所がシールに印刷して配布予定。

台風等に備えた日吉・福山地区事前防災行動計画（タイムライン）

日吉

常呂川下流地区では、防災関係機関等が中心となって台風等の発生から災害の発生までを、現象や情報の発表を基準に、ステージ0から6まで7段階に分け、それぞれの段階で「いつ」「誰が」「何を」行うのか、時系列に沿って定めた「常呂川下流地区水害タイムライン（常呂川タイムライン）」を作成しています。この「日吉地区 地区事前防災行動計画」は、常呂川タイムラインと連動し、地区で行う対応行動を定めたものです。台風等が接近し、水害や土砂災害の発生が予想される場合の避難行動の目安としてご活用ください。



日吉地区事前防災行動計画（タイムライン）

令和2年3月15日時点

タイムラインステージ	現象・状況	常呂総合支所	おもな対応					
			町内会	住民	農業従事者等	消防団	避難する場所	方法
0	台風の発生等		情報の確認（テレビ、ラジオ、携帯・スマホ、パソコン等）				―	―
1	台風の接近 大雨の予測	自治会長へ ステージ1の周知 （現段階での見込み含む）	＜自治会長＞ ・班長へステージ1移行の連絡 ＜役員・班長等＞ ・防災対策協議 ・支所からの連絡内容の共有 ・消防団詰め所から毛布やAEDを日吉会館へ移動			・消防団詰め所から毛布やAEDを日吉会館へ移動	自治区外や安全な地域の家族・知人宅	車
2	大雨注意報・警報の発表 降雨の開始	自治会長へ ステージ2の周知 （現段階での見込み含む）	＜自治会長＞ ・班長へステージ2移行の連絡	・持ち出し品や備蓄品の準備（水・食糧・薬・懐中電灯等） ・避難の準備	・自分の家のトラクター等の高台避難 ・地区内の農機具や作物の避難支援		日吉会館	車
	常呂川の水位上昇	日吉・福山地区へ 避難準備・高齢者等避難開始の発令	＜自治会長＞ ・班長へ避難情報の連絡 ＜役員・班長等＞ ・班員への避難情報の伝達 ・避難行動要支援者対応の依頼 ・避難所（日吉会館）の開設補助	・要支援者の避難開始（一人で移動できない人に対しては周りの人が手助けに行く）			日吉会館	車
3	常呂川の水位上昇 太幌橋通行止め	自治会長へ ステージ3の周知 （避難勧告・指示の可能性も含む）	＜自治会長＞ ・班長へステージ3移行の連絡 ＜役員・班長等＞ ・要支援者の避難状況の確認				日吉会館	車
	道道7号線の通行止め開始 （避難は妨げない形で実施）	日吉・福山地区へ 避難勧告の発令 二次避難の必要性の検討	＜自治会長＞ ・班長へ避難情報の連絡 ＜役員・班長等＞ ・班員への避難情報の伝達 ・地区内避難状況の確認	・避難の開始		・地区内への避難の呼びかけ	日吉会館	車
		日吉・福山地区へ 避難勧告の発令		・避難の完了		・消防車の高台避難	日吉会館	車
4 5	日吉・福山地区周辺で常呂川氾濫の恐れ		・野外活動者の安全確保 ・必要に応じて二次避難の判断		・樋門操作人を含めた全員の安全確保	・団員の安全確保	神社・スタンド	徒歩
6	災害の発生							

※洪水の規模が大きくなる可能性がある場合には日吉会館からさらに端野方面や神社・スタンド等へ二次避難していただく可能性があります。



我が家の事前防災行動計画

いつ	何を	具体的な行動内容	
	自宅の災害対策	・ ・ ・	
	非常持ち出し品の用意	・１日分の食糧 ・普段使っている薬 ・ ・	
	避難の実施	どこに	
		避難方法	
	避難完了の報告	誰に	
		どうやって	
緊急連絡先	お名前　：　　（関係：　　） 電話番号：		



情報伝達系統図

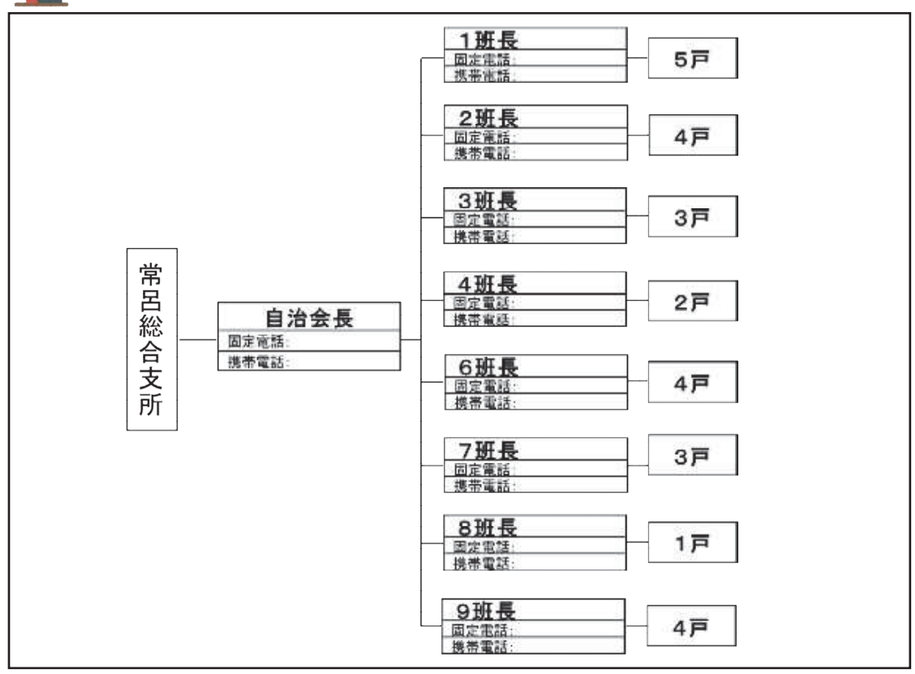



日吉・福山地区のみなさんが行うこと

・ご家族と避難する場所、避難方法、避難するタイミングを話し合いましょう
・地域の方や近所の方と連絡方法や避難の場所について話し合いましょう。
・話し合った結果は、左上の表「我が家の事前防災行動計画」に書き込みましょう。

お問合せ先
北見市常呂総合支所総務課
〒093-0292　北見市常呂町字常呂323番地
ＴＥＬ：0152－54－2111

台風等に備えた日吉・福山地区事前防災行動計画（タイムライン）　福山

常呂川下流地区では、防災関係機関等が中心となって台風等の発生から災害の発生までを、現象や情報の発表を基準に、ステージ0から6まで7段階に分け、それぞれの段階で「いつ」「誰が」「何を」行うのか、時系列に沿って定めた「常呂川下流地区水害タイムライン（常呂川タイムライン）」を作成しています。この「日吉地区 地区事前防災行動計画」は、常呂川タイムラインと連動し、地区で行う対応行動を定めたものです。台風等が接近し、水害や土砂災害の発生が予想される場合の避難行動の目安としてご活用ください。



福山地区事前防災行動計画（タイムライン）

令和2年3月15日時点

タイムラインステージ	現象・状況	常呂総合支所	おもな対応					
			町内会	住民	農業従事者等	消防団	避難する場所	方法
0	台風の発生等		情報の確認（テレビ、ラジオ、携帯・スマホ、パソコン等）				―	―
1	台風の接近 大雨の予測	自治会長へ ステージ1の周知 （現段階での見込み含む）	**＜自治会長＞** ・班長へステージ1移行の連絡	・財産保護の行動開始		待機	自治区外や安全な地域の家族・知人宅	車
2	大雨注意報・警報の発表 降雨の開始	自治会長へ ステージ2の周知 （現段階での見込み含む）	**＜自治会長＞** ・班長へステージ2移行の連絡	・持ち出し品や備蓄品の準備（水・食糧・薬・懐中電灯等） ・避難の準備			高齢者コミュニティセンター（富丘）	車
	常呂川の水位上昇	日吉・福山地区へ 避難準備・高齢者等避難開始の発令	**＜自治会長＞** ・班長へ避難情報の連絡 **＜役員・班長等＞** ・班員への避難情報の伝達 ・避難行動要支援者対応の依頼 ・避難所の開設補助	・要支援者の避難開始（要支援者家族からの依頼があれば周辺住民も支援）		・地区への避難の呼びかけ		
3	常呂川の水位上昇 太幌橋通行止め	町内会長へ ステージ3の周知 （避難勧告・指示の可能性も含む）	**＜町内会長＞** ・班長へステージ3移行の連絡 **＜役員・班長等＞** ・要支援者の避難状況の確認				高齢者コミュニティセンター（富丘） 旧夢里	車
	道道7号線の通行止め開始 （避難は妨げない形で実施）	日吉・福山地区へ 避難勧告の発令 二次避難の必要性の検討	**＜町内会長＞** ・班長へ避難情報の連絡 **＜役員・班長等＞** ・班員への避難情報の伝達 ・地区内避難状況の確認	・避難の開始		・地区内への避難の呼びかけ		
		日吉・福山地区へ 避難勧告の発令		・避難の完了		・避難最終呼びかけ		
4 5	日吉・福山地区周辺で常呂川氾濫の恐れ		・野外活動者の安全確保			・団員の安全確保	自宅・知人宅の2階	-
6	災害の発生							



我が家の事前防災行動計画

いつ	何を	具体的な行動内容	
	自宅の災害対策	・ ・ ・	
	非常持ち出し品の用意	・１日分の食糧 ・普段使っている薬 ・ ・	
	避難の実施	どこに	
		避難方法	
	避難完了の報告	誰に	
		どうやって	
緊急連絡先	お名前　：　　（関係：　　） 電話番号：		



情報伝達系統図

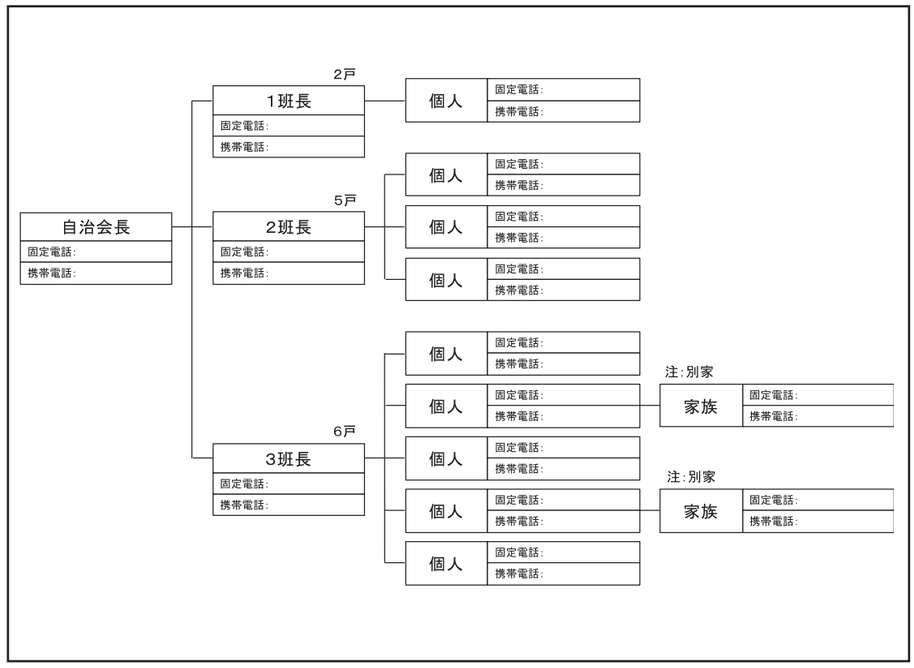



日吉・福山地区のみなさんが行うこと

・ご家族と避難する場所、避難方法、避難するタイミングを話し合いましょう
地域の方や近所の方と連絡方法や避難の場所について話し合いましょう。
・話し合った結果は、左上の表「我が家の事前防災行動計画」に書き込みましょう。

お問合せ先
北見市常呂総合支所総務課
〒093-0292　北見市常呂町字常呂323番地
ＴＥＬ：0152－54－2111

④排水作業計画書

排水作業準備計画書の作成について

国土交通省

【水防法の改正】

平成23年の水防法改正により「特定緊急水防活動」の制度が創設された。

（水防法第32条）

国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。

一　当該災害の発生に伴い侵入した水の排除

二　高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

【「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画】

平成31年の改定により、氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組として、浸水が長時間継続する地区等では、排水作業準備計画を作成することが位置付けられた。

【排水作業準備計画書】

想定最大規模の洪水により堤防が決壊した場合を対象とし、排水ポンプ車の集結場所、アクセスルート、配置場所や配置可能台数等を整理したもの。

網走開発建設部では、湧別川、渚滑川を対象に被害額、人口、排水の履歴、重要施設、浸水継続時間等を総合的に判断して対象箇所を選定し、「排水作業準備計画書」を作成しました。

・湧別川５箇所（湧別町２箇所、遠軽町３箇所）

・渚滑川２箇所（紋別市２箇所）

※排水作業準備計画については、後日、各市町の防災担当者宛に電子データを配布します。

排水作業準備計画書の概要

国土交通省

氾濫特性等の把握

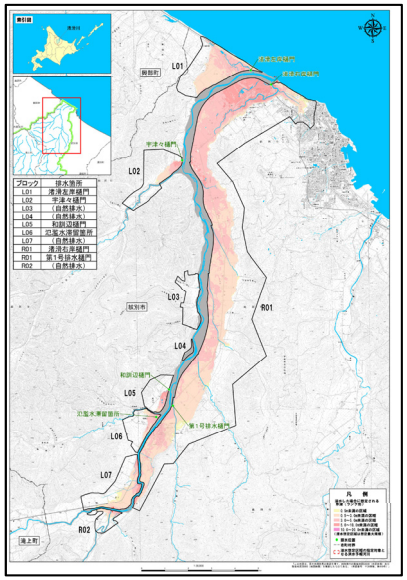

（例）渚滑川水系　浸水区域図

対象箇所の選定

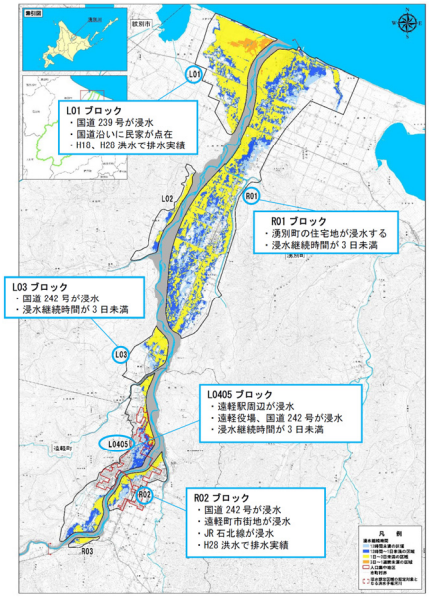

排水ポンプ車等の配置場所の検討

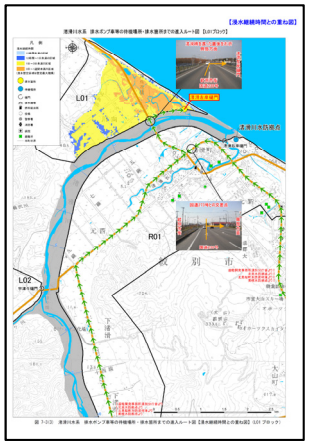

排水機材待機場所
・排水箇所までの
アクセスルートの設定

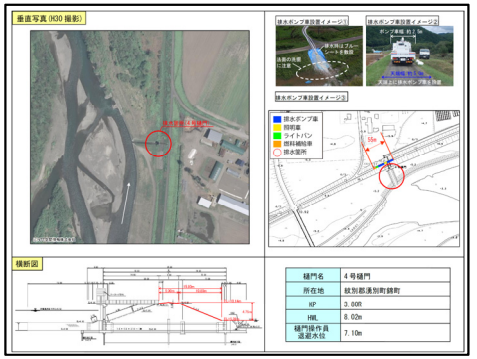

排水ポンプ車等排水
機材配置箇所の設定

排水作業タイムラインの作成

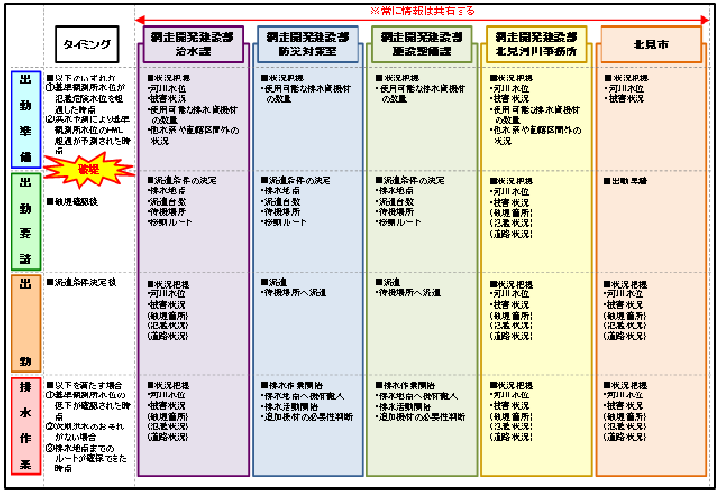

排水作業タイムライン（案）（4水系）

排水作業準備計画書

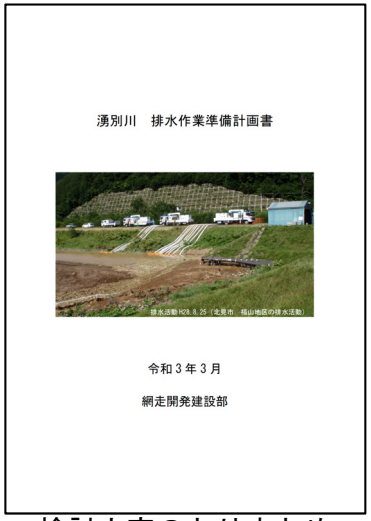

検討内容のとりまとめ

⑤３Ｄ浸水ハザードマップ作成技術について

3D浸水ハザードマップ作成技術について

国土交通省

寒地土木研究所が誰でも簡単に浸水ハザードマップを３Ｄ化する技術を開発しました。

■ 従来のハザードマップの課題

スマホでハザードマップを見た場合・・・・



- ✓ 土地勘がない人は自分のいる場所や避難所の位置が理解できない.
- ✓ 外国人旅行者に日本語は理解困難.

■ 3D浸水ハザードマップの特徴



- ✓ 携帯GPS機能で自分の居場所が分かる!
- ✓ Google Earthを用いているため，地図を英語表記できる！

・3Dハザードマップ作成マニュアルHP
https://river.ceri.go.jp/contents/tool/3d-manual-zip.html
・寒地土木研究所HP
https://river.ceri.go.jp/contents/3dhazardmap/

〇お問い合わせ先
国立研究開発法人　土木研究所寒地土木研究所　寒地水圏研究グループ　寒地河川チーム
担当：大串上席研究員、平松研究員　Tel：　011-841-1639　Mail：　coldriv@icloud.com

3D浸水ハザードマップ作成技術

研究背景

- 近年，「想定外」や「経験したことが無い」と呼ばれる水害が増加傾向にあります．しかし，住民避難をサポートする洪水ハザードマップの認知度は低い状況にあります．
- そこで，ハザードマップを住民目線のものへと変換するために，Google Earthを活用した「理解しやすく利用しやすいハザードマップ」を提案します．

スマホ ＋ GPS ＋ Google Earth

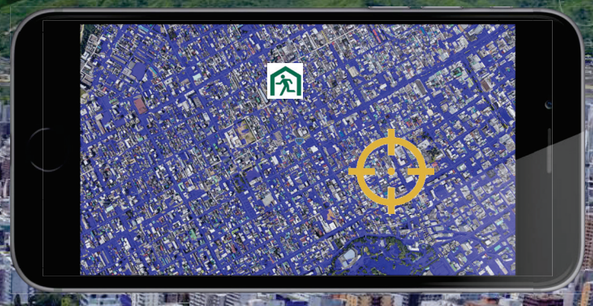

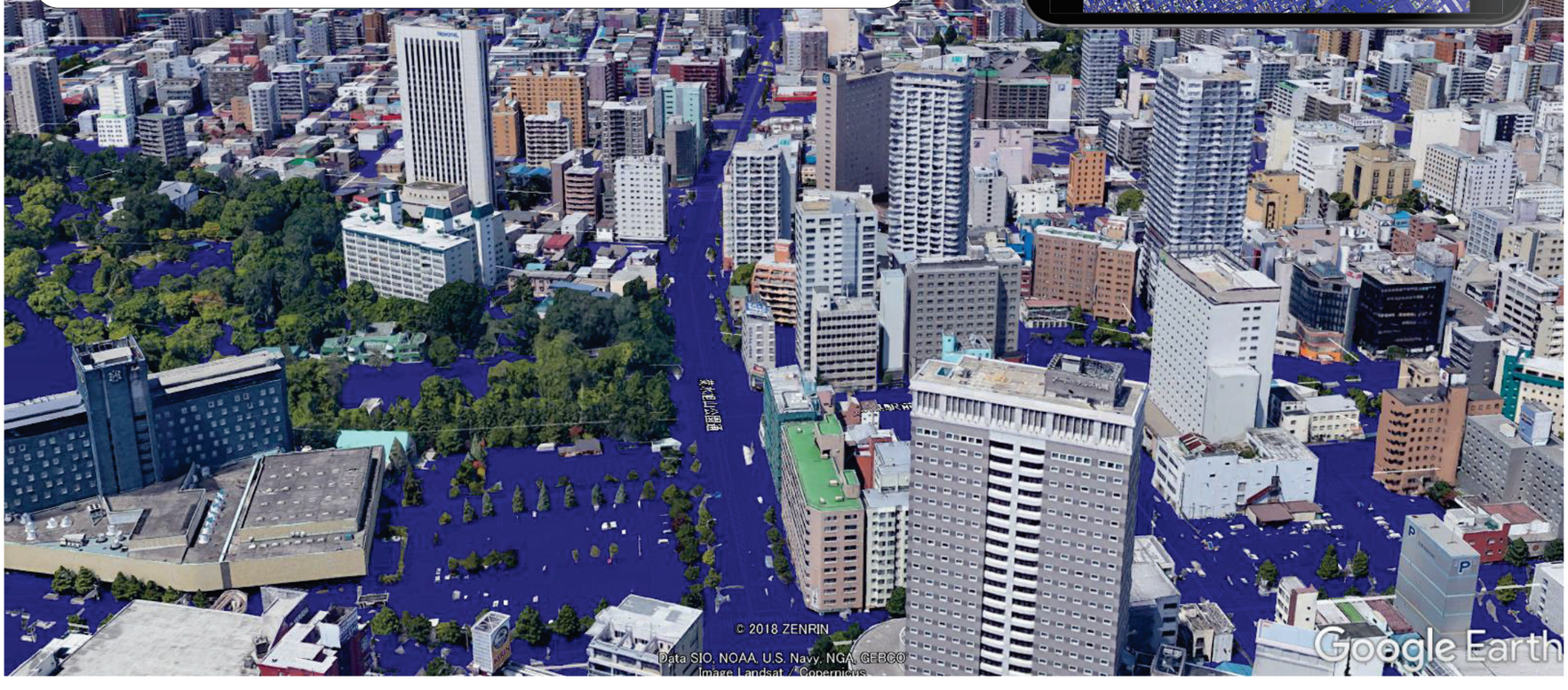

■ 従来のハザードマップの課題

スマホでハザードマップを見た場合・・・・

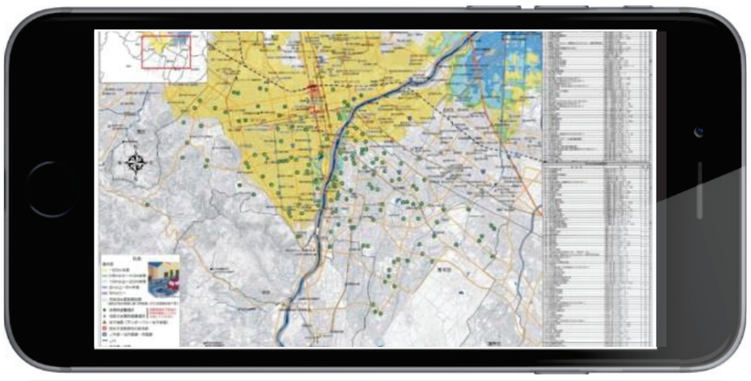

- ✓ 土地勘がない人は自分のいる場所や避難所の位置が理解できない．
- ✓ 外国人旅行者に日本語は理解困難．

■ 3D浸水ハザードマップの特徴

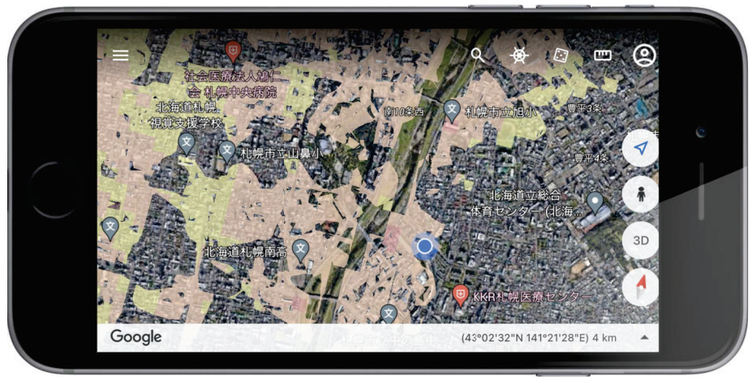

- ✓ 携帯GPS機能で自分の居場所が分かる!
- ✓ Google Earthを用いているため，地図を英語表記できる！

■ 3D浸水ハザードマップのメリット

- 視覚的に浸水深を表示し，直感的に理解しやすく・操作しやすいユニバーサルデザインとなっています．
- 防災教育や外国人観光客への災害情報提供にも利用可能です．
- 寒地河川チームHPのマニュアルとGoogle Earthを利用すれば「無料」で作成できます．

マニュアル



表示例（左図）

CERI COLD REGION
国立研究開発法人　土木研究所　寒地土木研究所　寒地水圏研究グループ　寒地河川チーム
〒062-8602　札幌市豊平区平岸１条3-1-34
TEL 011-841-1639　FAX 011-820-4246　WEBサイトURL: http://river.ceri.go.jp/

今後のスケジュール（案）

今後のスケジュールについて

国土交通省

令和3年 7月26日 第7回減災対策協議会

令和4年 2月～3月頃
第10回 湧別川ほか減災対策幹事会
第11回 渚滑川ほか減災対策幹事会

令和4年台風シーズン前に
第8回減災対策協議会